

新市建設計画

(平成17年度～37年度)

「天塩の流れとともに
人と大地が躍動する すこやかなまち」



士別市・朝日町合併協議会

平成30年12月変更 士別市

目 次

序 章

- 1. はじめに 1
- 2. 計画策定の方針 2

第1章 合併の必要性

- 1. 合併の必要性 3
- 2. 合併の効果 5
- 3. 合併に関して懸念される事項と対応策 7

第2章 新市の概要

- 1. 位置 9
- 2. 自然環境 11
- 3. 地勢 11
- 4. 沿革 12
- 5. 人口・世帯・居住の状況 14
- 6. 産業構造 20
- 7. 交流 26
- 8. 公共施設の整備状況 30
- 9. 行政・財政体制 35

第3章 新市のまちづくりの基本方針

- 1. 新市建設に向けての課題 38
- 2. 住民アンケート調査 41
- 3. 新市の将来像 46
- 4. 新市におけるまちづくりの理念 48
- 5. 新市がめざす都市像 49
- 6. 新市におけるまちづくりの基本方針 50
- 7. 土地利用の方向性 56

第4章 新市の重点的取り組み事項 57

第5章 新市の主要施策

- 1. 元気でいきいきと交流が盛んなまちづくり 58
- 2. 誰もが健やかに安心して暮らせるまちづくり 62
- 3. 北の大地に根ざした活みなぎるまちづくり 65
- 4. いつまでも住み続けられる快適環境へのまちづくり 70
- 5. 風土に調和し個性と文化を育むまちづくり 73
- 6. 円滑な自治体経営 76

第6章 公共施設の基本的考え方 77

第7章 新市における北海道事業の必要性 78

第8章 財政計画 79

序 章

序 章

1. はじめに

市町村は、地域に暮らす人々の福祉の向上をはじめ、地域の特色を生かしながらまちづくりを進めるなど、住民に最も身近な基礎的自治体として重要な役割を果たしています。

高度経済成長期から成熟の時代に入り、人々の価値観も「ものの豊かさ」から「こころの豊かさ」が重視されるようになるなど一層多様化し、これまでの国主導による全国画一のまちづくりから、地方分権による地域が主体となったまちづくりが進められています。

また、少子高齢化の進展、国・地方を通じた厳しい財政状況など、市町村を取り巻く環境も大きく変化しており、地域の個性を活かしたまちづくりや行政サービスのあり方が大きな課題となっています。

市町村合併は、こうした環境変化に対応し、地域の持続的な発展を確保するためのひとつの手段であり、検討すべき課題となっています。

土別市・朝日町合併協議会は本年4月に設置され、これまで新市の名称、合併の方式、議員の定数や任期の取扱いなどさまざまな協議を行い、これまで住民の皆様はその状況などをお知らせしてきました。

「新市建設計画」では、合併の効果や合併への課題などを明らかにするとともに、合併した場合にめざす新市の将来像やまちづくりの基本目標、地域の発展方向などを取りまとめています。

市町村合併は、地域の将来を左右する非常に大きな問題です。

地域の経済は厳しい状況が続いており、市町村の財政状況も今後一段と厳しさを増すことが懸念されています。

少子高齢社会の到来という日本の経済社会構造の大きな転換点を迎え、地域が持続的に発展していくためにも、この「新市建設計画」を検討材料の一つとして、住民の皆様が合併問題についてさらに議論を深めていただくことを期待いたします。

2. 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

この計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づく法定計画として策定するもので、土別市と朝日町の合併後の新しい「まちづくり」を進めていくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定し、1市1町のもつ地域資源を最大限に活用して地域の総合的な発展と住民福祉の向上を図るための方策を示すものです。

なお、新市の進むべき方向についての、より詳細かつ具体的な内容については、この計画を基に新市において策定する「基本構想・基本計画・実施計画」に委ねるものとします。

(2) 計画の構成

この計画は、合併の必要性や当地域の概況分析を踏まえ、新市のまちづくりを進めていくための「基本方針」、「重点的取組み」、「主要施策」及び、「公共施設の基本的考え方」、「新市における道事業の必要性」並びに「財政計画」によって構成しています。

(3) 計画の期間

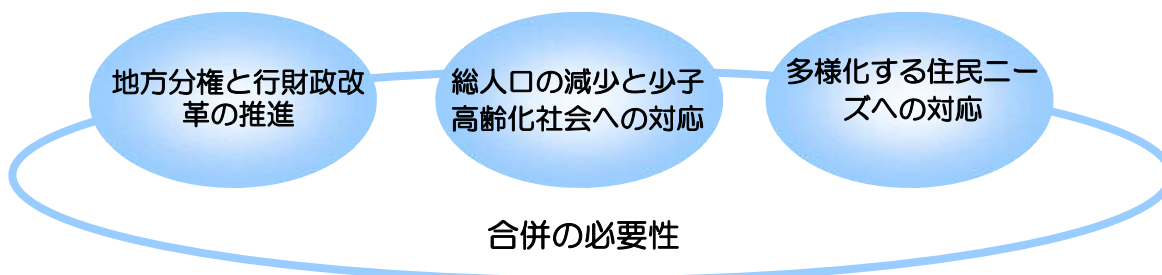
この計画の期間は、平成17年度から平成37年度までの21年間とし、17年度から22年度までを前期計画期間、23年度から37年度までを後期計画期間とします。

第1章

合併の必要性

第1章 合併の必要性

1. 合併の必要性



(1) 地方分権と行財政改革の推進

わが国の財政は、長引く景気の低迷により、国・地方とも厳しい状況にあります。

市町村においても、多くの自治体は国からの地方交付税や補助金、地方債等に依存した財政運営をおこなっており、市町村財政の健全性を示す経常収支比率などは年々悪化しています。

このような厳しい財政状況のもと、今後においても住民に対する十分な行政サービスの提供を行なっていくためには、限られた財源の中でより効果的で効率的な運営ができるよう、行財政基盤を整備していくことが必要です。

一方、時代の大きな流れである地方分権の本格的な到来により、地域や住民に最も身近な行政単位である市町村の役割はますます大きくなっていきます。こうした地方分権の進展にあわせて、自治体における新たな行財政運営システム※を構築するとともに、分権時代にふさわしい体制づくりを行なっていくことが必要となっています。

(2) 総人口の減少と少子高齢化社会への対応

わが国は、世界でも類を見ない速さで人口の高齢化が進行しています。これまで一貫して増加してきた日本の人口は、平成18年（2006年）をピーク※に減少に転じ、平成12年（2000年）で約1億2,700万人の人口は、平成42年（2030年）には1億1,700万人程度になると予測されています。

本地域の人口は、昭和45年（1970年）頃から、離農や都市部への労働力の流出等により過疎化が顕著となり、平成12年（2000年）では24,991人と、昭和60年（1985年）に比べ約5,500人の減、率にして18%の減少となっています。また、65歳以上の高齢人口の割合も平成12年の24.8%が、平成27年（2015年）には33%に上昇すると想定され、一方で14歳未満の年少人口割合は平成12年の13.2%から平成27年には約13%に減少することが想定されているなど、少子高齢化が一段と進行することが予想されています。

このような総人口の減少をはじめ、少子高齢化の急速な進展等により、次世代の経済・産業の担い手が減少し、日本全体の活性化に大きな影響をおよぼすことが懸念されています。

こうした中、少子高齢社会にも対応し、適切な医療や保健・福祉サービスを今後とも提供していくためにも、簡素で効率的な行政体制を構築していくことが必要となっています。

(3) 多様化する住民ニーズ※への対応

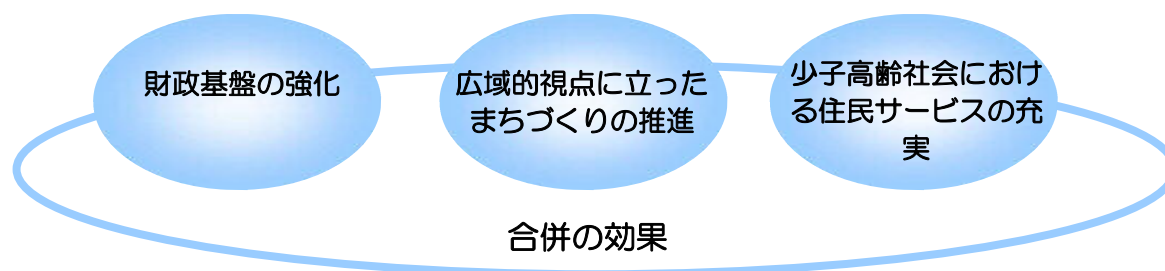
余暇時間の拡大や生活水準の向上、また価値観の多様化に伴って人々のライフスタイル※の多様化が進行しています。

これからは行政に対する住民ニーズも、より一層多様化・複雑化していくものと予想されるだけに、こうした住民の声に適切に対応できるよう、自治体においては組織体制を確立していくとともに専門的人材の育成を進めていくことが求められます。

また、まちづくりの多様な分野において、住民参加ニーズが高まりを見せていることから、この合併を契機にして、住民参加によるまちづくり機運を醸成していくとともに、地域のコミュニティ※機能を充実・強化を図り、住民と行政の協働の視点によるまちづくりを活発化していくことが必要といえます。

※システム：方式・体系 ピーク：頂点・頂上 ニーズ：要求・需要
ライフスタイル：生活の様式 コミュニティ：近隣住民などで構成される地域社会

2. 合併の効果



(1) 財政基盤の強化

国と道による地方財政の見直しが進むなか、規模の小さい自治体にとって市町村合併は、財政基盤の強化のための効果的な手段といえます。

重要な投資であれば、合併しない場合には使用できない財源を充てることが可能となるほか、合併することにより合併後一定期間は、国からの財政支援措置が受けられます。さらに、財政規模が拡大し、財政基盤の強化につながるとともに、組織や事務事業の見直し、広域的な視点からの重点投資などにより、効率的な財政運営が可能となります。

一つの自治体となることにより、一般職員だけでなく、市町村長・助役などの特別職や議員の人数が減り、物件費、補助費等も削減することができます。こうした行政経費の削減により、新たな事業の実施も可能となってきます。

(2) 広域的視点に立ったまちづくりの推進

本地域には、天塩岳を源流とする256kmの北海道第2の長流「天塩川」が流れており、こうした美しく手付かずの豊富な自然資源が地域のイメージ※として広く定着しています。また、2市町は、夏季・冬季の「合宿の里」として全国に名を馳せていることから、こうした取り組みを一体化することにより地域イメージ※の向上や地域経済に与える影響も大きいと考えられます。

観光資源のネットワーク※化など、広域的な視点に立った観光施策を進めることが可能となるとともに、環境問題や水資源問題など、広範囲の調整・連携が必要となる事項について、効率的で効果的な取り組みも可能となってきます。

両市町では、芸術、文化、スポーツなど様々な活動が行われていますが、その活動範囲は、基本的に市町の区域となっており、人数的な制約などから活動できないものもあります。合併した場合、人々の交流の輪が広がり、団体組織が拡大することにより、芸術、文化、スポーツなどの活動の選択肢が増え、活性化が期待できます。

このように、合併した場合、こうした地域資源をこれまで以上に有機的に連携させ、新市として一体的にまちづくりに取り組むことにより、農業、観光をはじめとする地域産業の振興やスポーツ・文化活動等が活発化することにより、さらに魅力あふれるまちとなって発展していくことが期待できます。

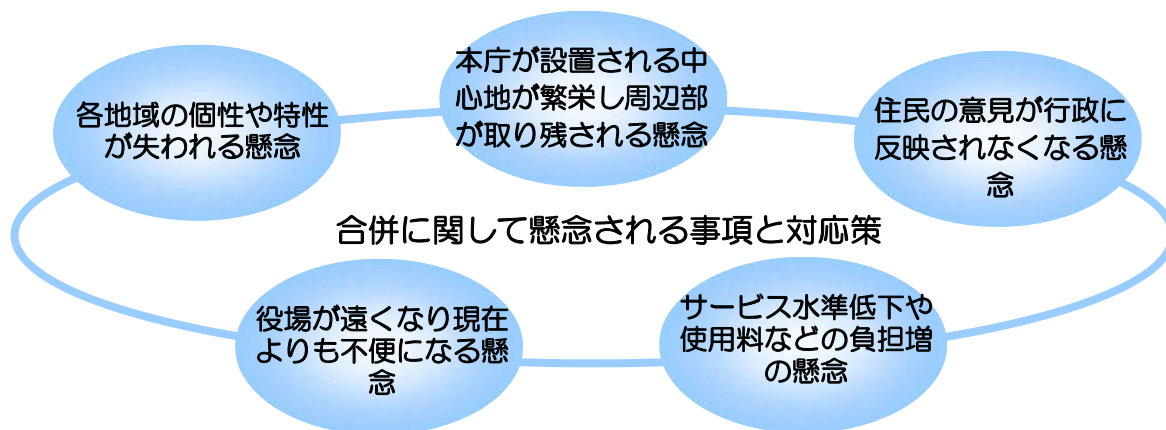
(3) 少子高齢社会における住民サービスの充実

少子高齢社会を迎え、大幅な税収の増加は見込めない中、国においては地方交付税の削減や補助金の見直しが進められており、限られた財源の中で、行政サービスを維持するとともに新たなニーズに対応しなければなりません。

こうした中で、合併に伴い、2市町がそれぞれ有していた同種の行政機能が一つに集約されることから、効率的なサービスの提供が可能となりますし、あわせて、2市町において各々蓄積されてきた専門的知識や行政ノウハウ※について、新市として一つに集約できることから、より質の高い行政運営が可能となるといえます。また、合併により、少子高齢化、女性政策、都市計画、国際化、情報化等の特定課題に対応した専門職員の確保・充実が図られることから、住民サービスの充実につながると期待できます。

行政サービスは、その市町の区域内においてのみ提供されることから、日常の生活圏の拡大に適應していないわけですが、合併した場合は、両市町の区域で同様のサービスを受けることが可能となりますし、図書館、スポーツ施設、文化施設や保健・福祉施設等の公共施設についても、今の市町の枠組みを越えて利用することが可能となります。

3. 合併に関して懸念される事項と対応策



(1) 各地域の個性や特性が失われる懸念

各地域の個性や特徴の喪失が懸念されます。

地域への愛着心や地域の歴史・文化などは、その地域の人々が育んでいくことによって、将来にわたって維持されることから、地域のコミュニティ活動を支援・促進する仕組みや、地域の歴史・文化などを保存・継承する施策を進めていく必要があります。

このためにも合併後においても、地域の歴史・文化等を継承しつつ、住民との協働により地域づくりに取り組んでいくことが必要となります。

(2) 本庁が設置される中心地が繁栄し周辺部が取り残される懸念

合併後は、本庁が設置される中心地だけが繁栄し、周辺部が取り残されるという懸念があります。

合併後の新市においては、地域全体のバランス※を十分に勘案し、地域の個性と特性に応じた施策を展開していくことが必要となります。合併により行財政基盤を強化し、周辺部においても不便を感じないよう行き届いたサービスシステムを構築していくことが必要となります。

合併後においては、旧市町のバランスを十分に勘案して施策を展開していくため、住民の代表で組織する地域審議会的な組織を設置することで、本庁が設置される中心部にだけに偏らない施策の展開をめざしていきます。

(3) 住民の意見が行政に反映されなくなる懸念

議会議員の絶対数が減少することになるため、心理的に住民と議員の距離が遠くなり、身近に相談のできる議員が少なくなるのではないかと懸念があります。

このため、情報公開や住民参画型の行政運営の検討など、住民の声をきめ細かく行政に反映させる取り組みを進めていくことが必要となります。合併後は合併前の旧市町単位ごとに「地域審議会」的な組織を設置することで、地域の実情にあった振興策などを提案することができます。

特に面積が広大となることから、きめこまかい地域振興策を推進していくためには、新たな自治組織についても検討していく必要があります。

また合併後は、地域審議会的な組織や各種の公聴の機会等を十分に活用して、民意を反映していくことに努めます。

(4) 役場が遠くなり現在よりも不便になる懸念

行政エリア※が広がり、組織も大きくなることで住民と行政の心理的・物理的距離が遠く感じられる懸念があります。

これまでの市役所・町役場は、合併後も支所機能を持ち、住民票や所得証明書の発行など住民に直接関係する窓口サービスは今までどおり行われるのが一般的であり、土別市・朝日町においても、現在の市役所・町役場の窓口サービス機能は存続することから、大きな不便はないと考えられます。また、公共施設については、住民の利便性を考慮し適正な配置を図ることにより、今以上に選択肢が広がることとなります。

しかし、専門的な行政サービスなどの基本的な事務は、本庁舎で行うこととなり、その面では距離が遠く不便を強いられる懸念があることから、現状に即して個別の対応が可能となる組織・機構の構築を図っていきます。

(5) サービス水準低下や使用料などの負担増の懸念

各種行政サービスの水準や利用料などの負担増が懸念されます。

全ての住民サービスを単純に「サービスは高く、負担は低く」すると、行政の負担は増大し、行政運営に支障をきたすおそれがあることから、健全な行財政運営、サービスと負担の適正化などを考え、今後、合併後のサービスのあり方を決めていくこととなります。

財政が厳しいなか、合併を行わずこれまでのサービス水準・負担を維持していくことが困難と考えられることから、合併を契機にその財政効果をサービス水準向上や負担軽減に活かしていくことが可能となるといえます。

第2章

新市の概要

第2章 新市の概要

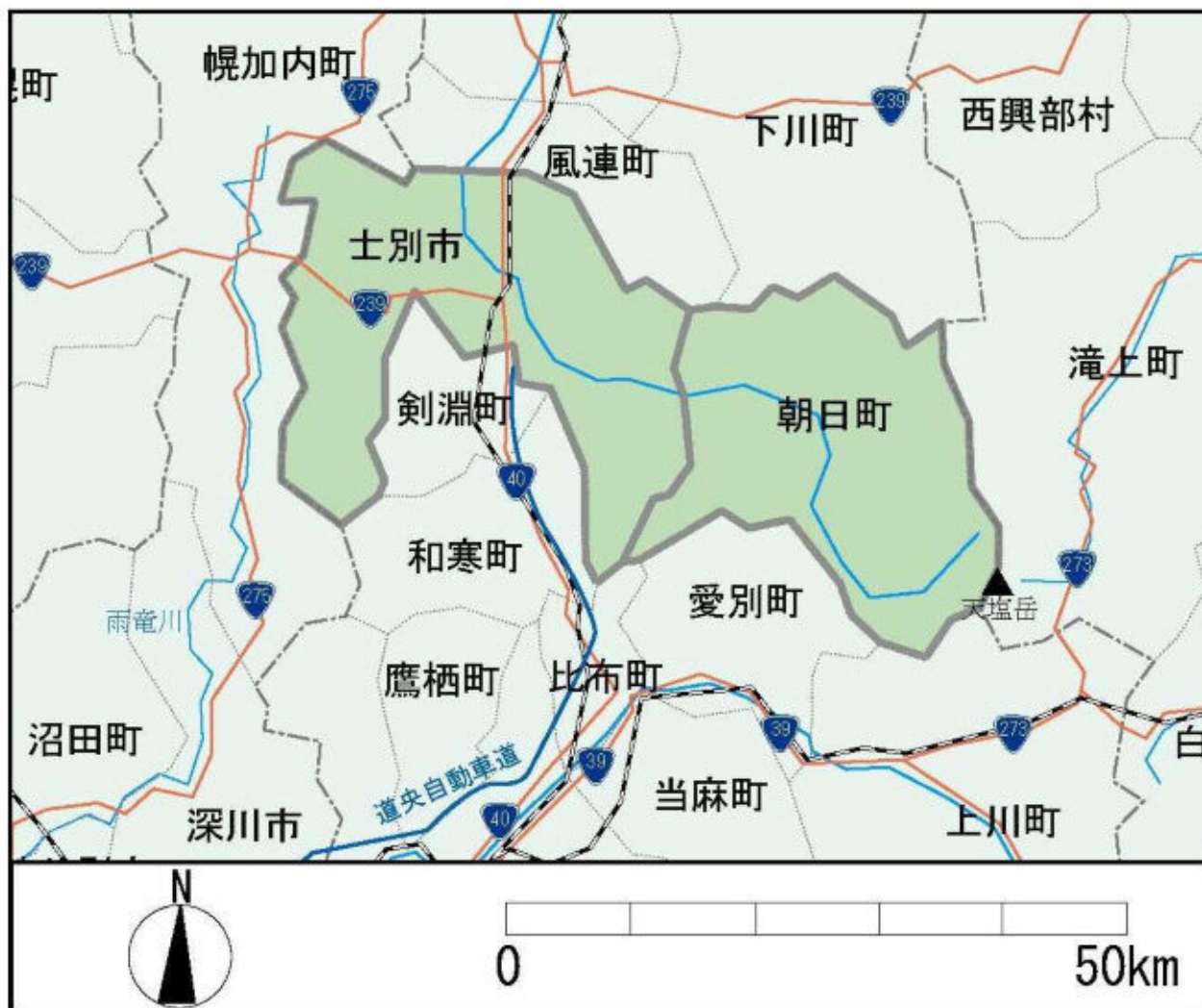
1. 位置

(1) 位置と面積

士別市・朝日町の2市町は、上川支庁管内中央北部に属し、総面積 1,119.3 km²の広さを有する地域で、上川支庁管内全体の約 11%を占めています。

本地域では、JR宗谷本線や道央自動車道、国道・道道が縦横に伸びており、周辺諸都市とのネットワークは良好な条件にあり、道北の中心都市旭川市までは、車で約1時間でアクセス※が可能です。

図 新市の位置



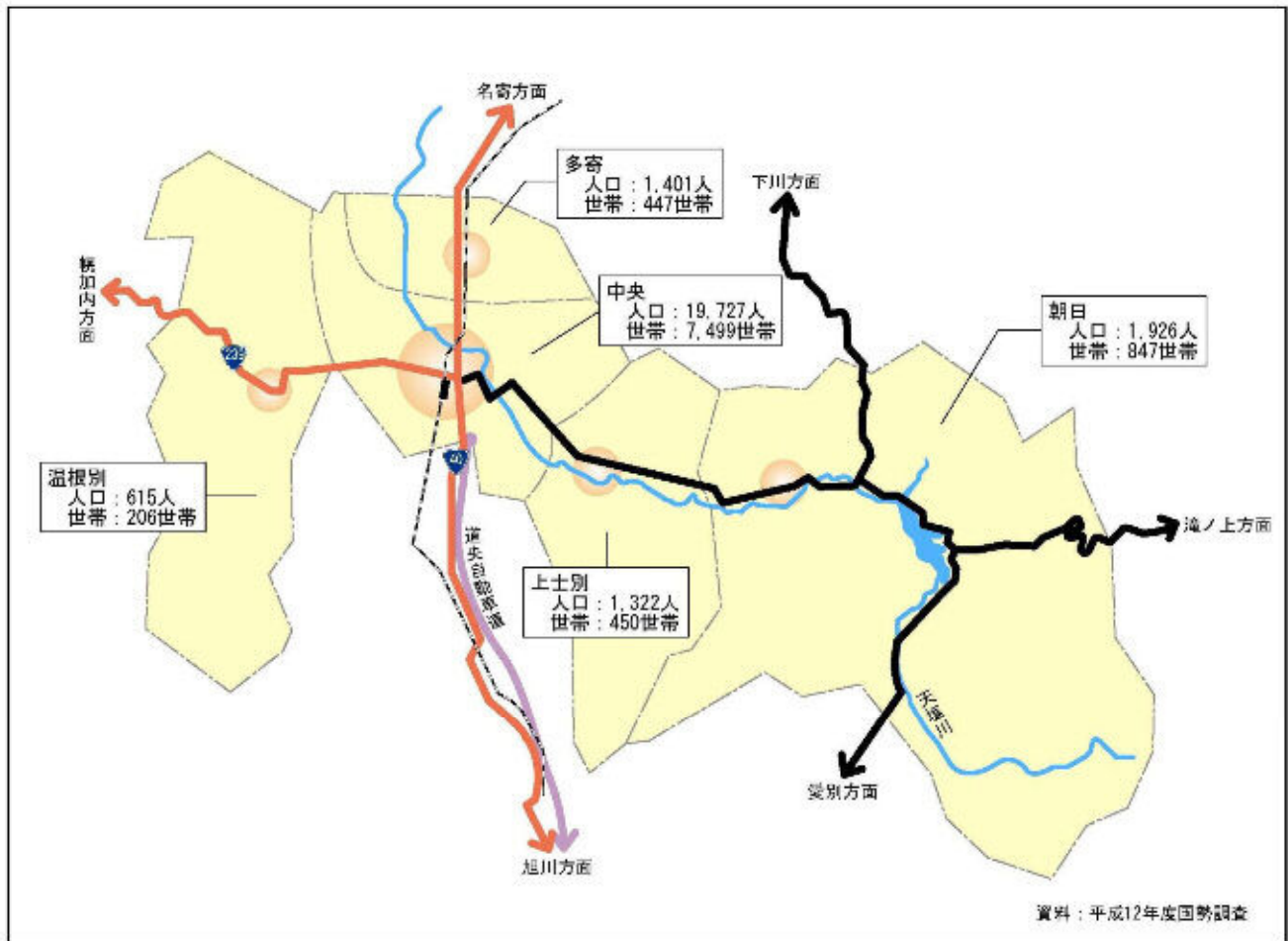
※アクセス：接近・到達すること

(2) 地区区分

士別市内は大きく、「中央」、「上士別」、「多寄」、「温根別」の4区分に分けられ、これに朝日町を加えると、新市は大きく5つの地区に分けられます。

このうち、もっとも人口集積の大きい地区は、士別市の「中央」であり、新市全体の約80%が居住しています。

図 地区区分



2. 自然環境

本地域の気候は内陸型で、5月から10月前半は比較的高温で多くの日照に恵まれます。平成15年における年間平均気温は士別市で5.4℃、朝日町で5.5℃であり、最高気温は29.6℃、最低気温はマイナス31.4℃を記録しています。一方、年間降水量は1,000mm前後となっています。

表 気象の状況

区分	気 温			降水量	日照時間
	最高	平均	最低		
士別市	29.4℃	5.4℃	-31.4℃	952mm	1,523.8h
朝日町	29.6℃	5.5℃	-26.4℃	871mm	1,675.4h

資料：旭川地方気象台（平成15年）

3. 地勢

本地域は天塩川の最上流部に位置し、地域を流れる天塩川や剣淵川により形成された平坦部と森林資源豊かな丘陵地により構成されています。

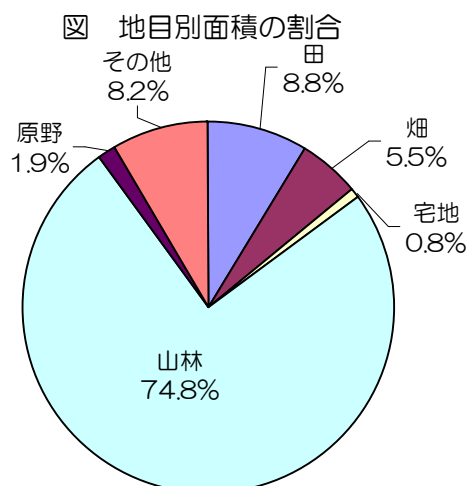
当地域の多くは森林となっており、地目別土地利用面積の割合は、山林が約75%、田畑で約15%となっており、宅地は1%以下となっています。

表 地目別面積

(単位：ha、%)

区分	田	畑	宅地	山林	原野	その他	合計
士別市	8,781 (14.7%)	5,247 (8.8%)	764 (1.3%)	35,538 (59.5%)	1,110 (1.8%)	8,288 (13.9%)	59,728 (100.0%)
朝日町	1,057 (2.0%)	926 (1.8%)	87 (0.2%)	48,215 (92.4%)	1,018 (1.9%)	898 (1.7%)	52,201 (100.0%)
合計	9,838 (8.8%)	6,173 (5.5%)	851 (0.8%)	83,753 (74.8%)	2,128 (1.9%)	9,186 (8.2%)	111,929 (100.0%)

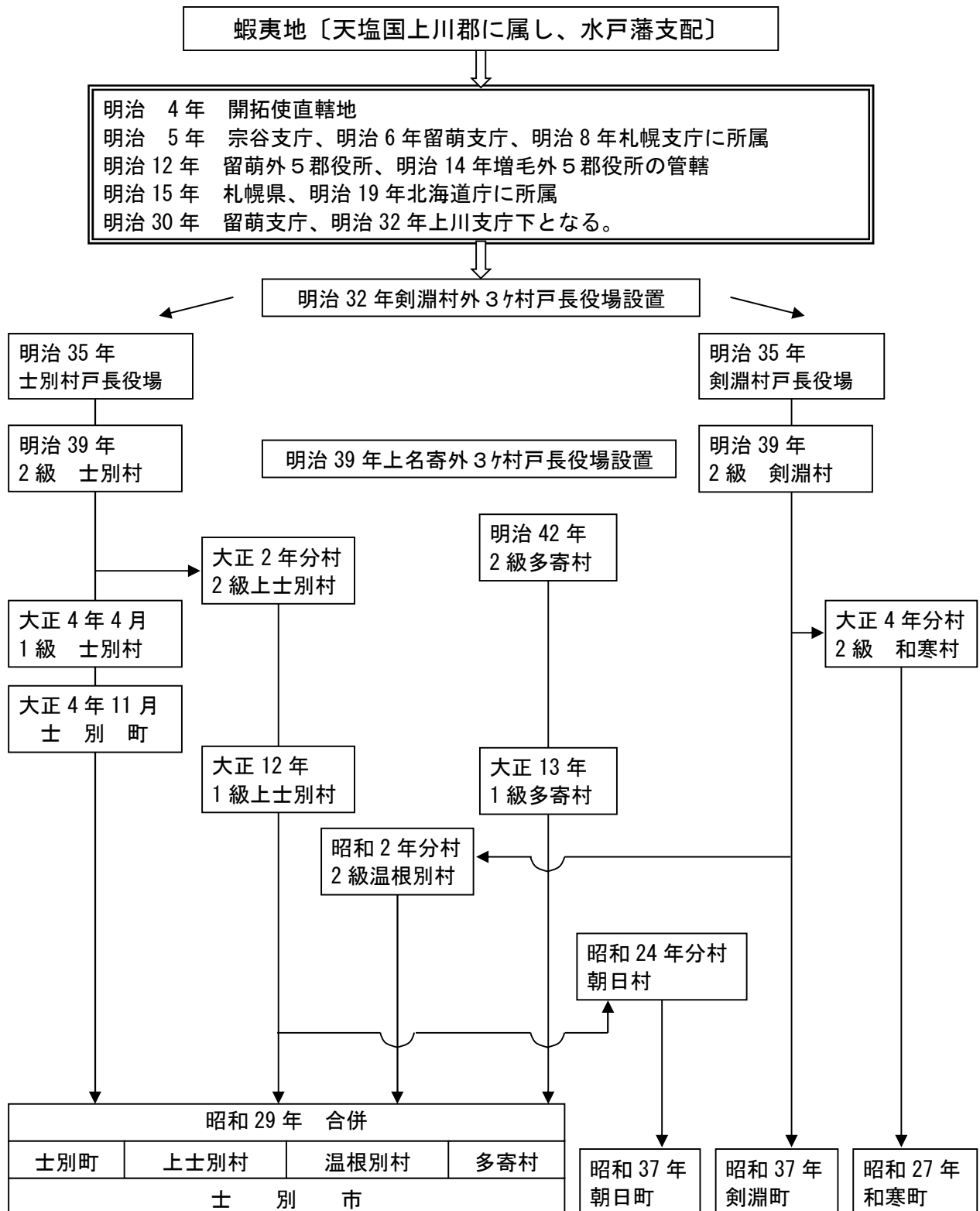
資料：固定資産の価格等の概要調書（平成16年度）



4. 沿革

本地域の起源は、明治 32 年、北海道最北で最後の屯田兵の入植により開拓の鍬がうちおろされたところから始まり、その後、朔北の大河「天塩川」の豊かな水と肥沃な緑の大地の恵みのもと、多くの先人達のたゆみない努力の積み重ねにより、今日まで農業、林業を基幹産業に発展してきました。

昭和 29 年には、当時の士別町ほか 3 村との合併により現在の士別市が誕生、その後昭和 37 年には朝日町が町制を施行し、現在に至っています。



(参考) - 2市町の概要

■士別市

【成立】昭和 29 年（1954）7 月 1 日、士別町・上士別村・多寄村・温根別村が合併し市制を施行。

【市名の由来】 アイヌ語の「シュペツ」（親川のことで天塩川本流を意味）

【面積】597.3km² 【人口】22,513 人（平成 16 年 3 月末 住民基本台帳）

明治 32 年、最北で最後の屯田兵の入植で開かれ、大正時代は澱粉製造、木材産出の街として栄えました。

当市の基幹産業は稲作中心の農業で、近年は堆肥や休閒緑肥の導入による「土づくり」が積極的に行われており、馬鈴しょ、ビート、アスパラガスのほか、サフォークめん羊の毛や肉の加工品が特産物です。

観光面では、羊と戯れる牧歌的な情景を有する羊と雲の丘が「サフォークランド士別」の観光拠点となっています。

【総合計画における将来像と施策の基本構想】

将来像：「緑ゆたかで活動力あられるまち」

- ・ 健康で心ゆたかに暮らせるまちづくり
- ・ 北の大地に根ざした活みなぎるまちづくり
- ・ 風土に調和し個性と文化を育むまちづくり
- ・ 緑と潤いある快適環境へのまちづくり

■朝日町

【成立】昭和 37 年（1962）1 月 1 日、朝日村から町制を施行。

【町名の由来】分村に際して、母村の上士別村の東部にあたり、「朝日」が一番早く昇る所の意から命名

【面積】522.0km² 【人口】1,881 人（平成 16 年 3 月末 住民基本台帳）

大正 6 年に帝室林野局所属庁舎（営林署）が新設され、森林資源の管理・開発が行われ、農業と森林の町として発展してきました。特産物として、小径木を利用した名木表札などがあります。

観光面では、市街地の東方 10km にある岩尾内湖とその周辺が、自然に恵まれた観光資源として脚光を浴びています。また、天塩岳は高山植物の宝庫として昭和 53 年道立自然公園の指定を受け、観光客も年間約 9 万人を数えています。

【総合計画における将来像と施策の基本構想】

将来像：「人のぬくもり 自然の恵み 暮らしが元気 “朝日町”」

- ・ 彩り豊かな朝日町
- ・ まちが元気な朝日町
- ・ とともに支えあう朝日町
- ・ 人が元気な朝日町
- ・ みんなで創る朝日町

5. 人口・世帯・居住の状況

(1) 人口・世帯の推移

平成12年(2000年)の国勢調査における本地域の人口は24,991人、世帯数は9,449世帯で、おおよそ2万5千人、1万世帯が居住しています。

人口については、離農や都市部への労働力の流出、さらに進学等もあって減少傾向が続いており、一方、世帯数では核家族化が一段と進行し横這い傾向にあります。

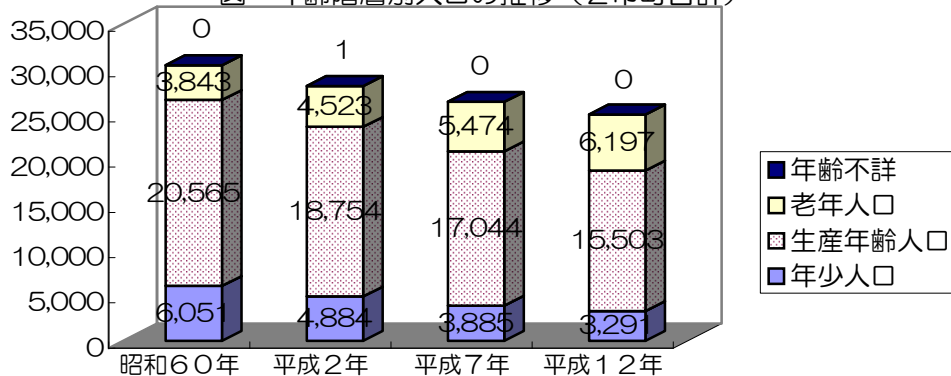
年齢階層別にみると年少人口が13.2%、生産年齢人口が62.0%、老年人口が24.8%となっています。

表 人口・世帯の推移 (単位：人・世帯・%)

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
士別市	総人口	27,719	25,754	24,293	23,065
	年少人口 (0~14才)	5,562	4,567	3,693	3,116
	生産年齢人口 (15~64才)	18,701	17,104	15,657	14,372
	老年人口 (65才以上)	3,456	4,082	4,943	5,577
	年齢不詳	0	1	0	0
	世帯数	8,837	8,505	8,551	8,602
朝日町	総人口	2,740	2,408	2,110	1,926
	年少人口 (0~14才)	489	317	192	175
	生産年齢人口 (15~64才)	1,864	1,650	1,387	1,131
	老年人口 (65才以上)	387	441	531	620
	年齢不詳	0	0	0	0
	世帯数	918	888	858	847
合計	総人口	30,459 (100.0%)	28,162 (100.0%)	26,403 (100.0%)	24,991 (100.0%)
	年少人口 (0~14才)	6,051 (19.9%)	4,884 (17.3%)	3,885 (14.7%)	3,291 (13.2%)
	生産年齢人口 (15~64才)	20,565 (67.5%)	18,754 (66.6%)	17,044 (64.6%)	15,503 (62.0%)
	老年人口 (65才以上)	3,843 (12.6%)	4,523 (16.1%)	5,474 (20.7%)	6,197 (24.8%)
	年齢不詳	0 (0.0%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	世帯数	9,755	9,393	9,409	9,449

資料：国勢調査

図 年齢階層別人口の推移(2市町合計)



(2) 人口・世帯数の将来見通し

①人口の見通し

国勢調査結果を基礎データとし、コーホート要因法※(死亡率・男女比・女子の出産に関する率・社会移動を考慮した推計)により総人口の想定を行ないます。

出生率の低下や高齢化の進展等によって、士別市・朝日町ともに総人口は今後とも減少傾向にあり、約10年後の平成27年(2015年)における本地域の総人口は約2万人と想定されます。

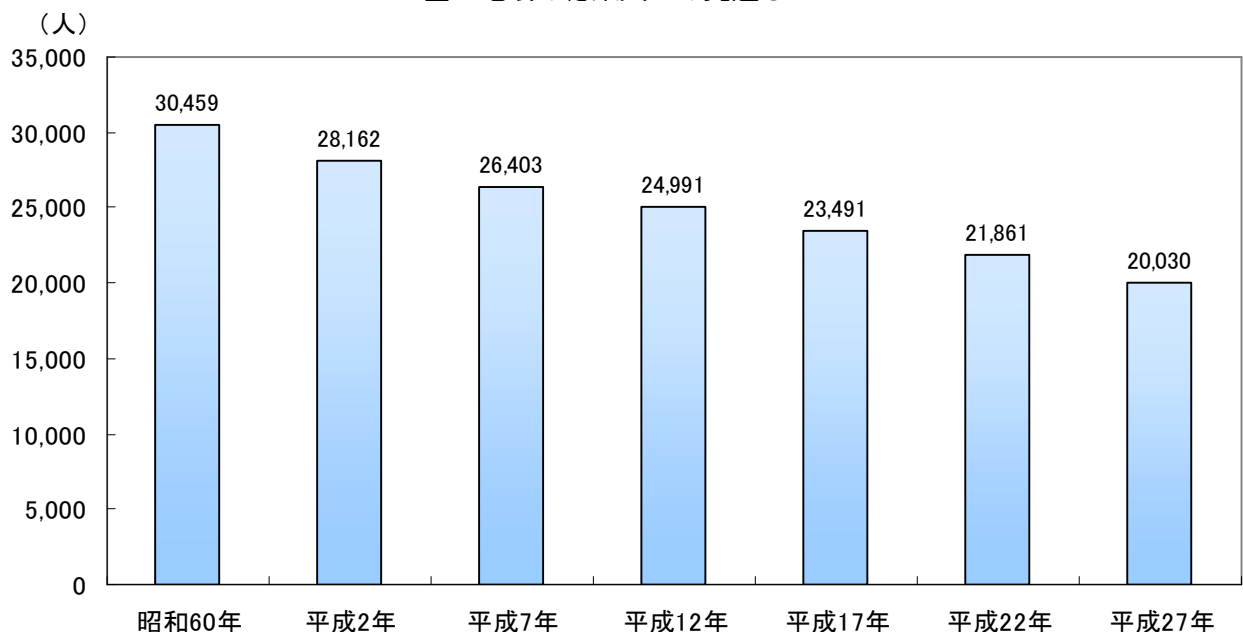
表 地域の将来人口の見通し

(単位：人)

		士別市		合計
		朝日町		
国勢調査	昭和60年	27,719	2,740	30,459
	平成2年	25,754	2,408	28,162
	平成7年	24,293	2,110	26,403
	平成12年	23,065	1,926	24,991
将来想定	平成17年	21,741	1,750	23,491
	平成22年	20,301	1,560	21,861
	平成27年	18,681	1,349	20,030

※コーホート要因法より推計

図 地域の将来人口の見通し



※コーホート要因法：当該市町における年齢階層別人口の数値を基に将来人口を算出する手法。
 具体的には、5歳階級ごとの男女別死亡率、女子出産率等を基にした人口自然増減とともに、近年の実績を基にした人口社会増減を加味して推計を行うものである。

②世帯数の見通し

本地域における世帯数は、今後とも核家族化が一段と進行することが予想され、直線式にもとづき1世帯あたり人員を推計すると、平成27年(2015年)には、土別市で2.22人/世帯、朝日町で1.53人/世帯となり、約10年後の平成27年(2015年)における世帯数は、9,300世帯程度と想定されます。

表 世帯数の見通し

(単位：人・世帯)

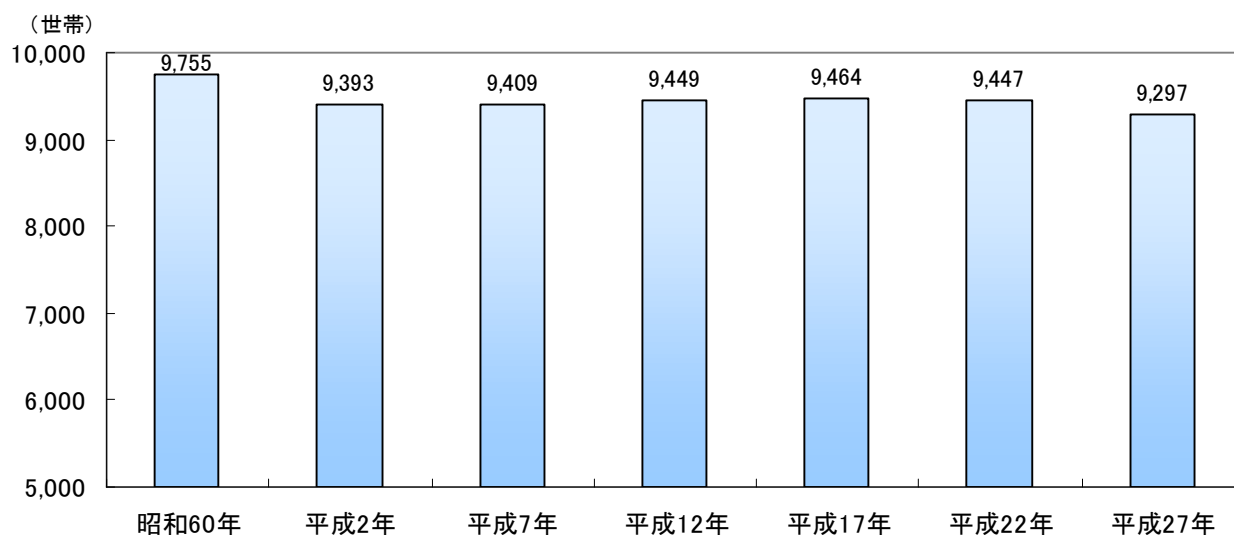
		国勢調査				将来推計		
		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
土別市	総人口(人)	27,719	25,754	24,293	23,065	21,741	20,301	18,681
	世帯数(世帯)	8,837	8,505	8,551	8,602	8,593	8,566	8,415
	1世帯あたり人員	3.14	3.03	2.84	2.68	2.53※	2.37※	2.22※
朝日町	総人口(人)	2,740	2,408	2,110	1,926	1,750	1,560	1,349
	世帯数(世帯)	918	888	858	847	871	881	882
	1世帯あたり人員	2.98	2.71	2.46	2.27	2.01※	1.77※	1.53※
合計	総人口(人)	30,459	28,162	26,403	24,991	23,491	21,861	20,030
	世帯数(世帯)	9,755	9,393	9,409	9,449	9,464	9,447	9,297
	1世帯あたり人員	3.12	3.00	2.81	2.64	2.48	2.31	2.15

※土別市・朝日町各々の1世帯あたり人員を直線式により推計

(参考) -1世帯あたり人員の推計

項目	平成17年		平成22年		平成27年	
	土別市	朝日町	土別市	朝日町	土別市	朝日町
直線式	2.53	2.01	2.37	1.77	2.22	1.53
対数式	2.53	2.01	2.38	1.78	2.22	1.54
指数式	2.55	2.06	2.41	1.88	2.29	1.72

図 世帯数の見通し



③年齢階層別人口の見通し

コーホート要因法によると、将来の年齢階層別人口（3区分）では、特に、老年人口（65歳以上）の割合が、平成12年（2000年）の約25%から15年後の平成27年（2015年）には約33%に上昇すると想定されます。

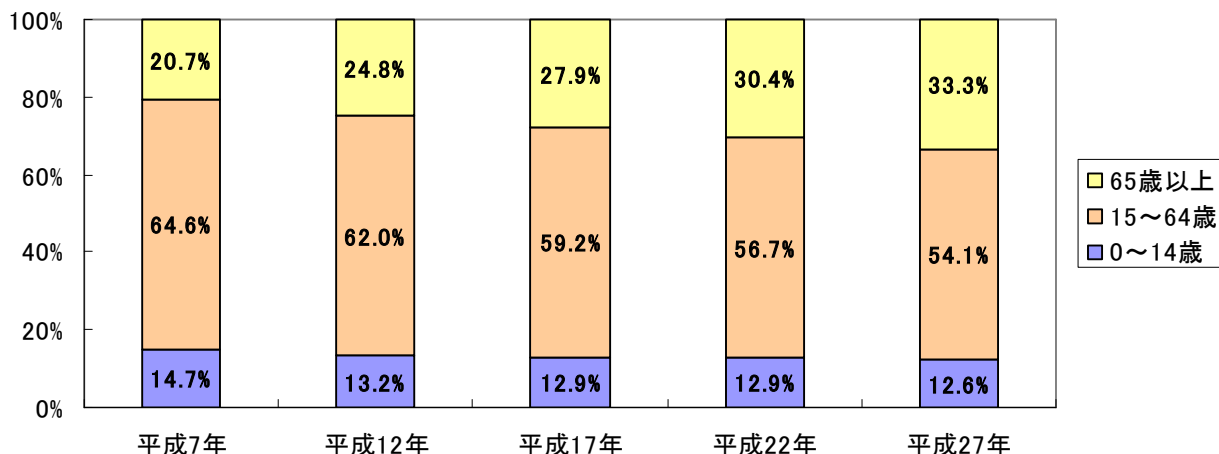
一方、年少人口（0～14歳）については出生率の低下などにより減少傾向にあり、平成27年においては約13%と想定されます。また生産年齢人口（15～64歳）については、老年人口の増加等の影響により、平成27年で約54%に減少すると想定されます。

表 年齢階層別人口の見通し (単位：人・%)

	区 分	国勢調査		将来推計		
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
士別市	全体人口	24,293 (100.0%)	23,065 (100.0%)	21,741 (100.0%)	20,301 (100.0%)	18,681 (100.0%)
	0～14歳	3,693 (15.2%)	3,116 (13.5%)	2,847 (13.1%)	2,639 (13.0%)	2,367 (12.7%)
	15～64歳	15,657 (64.5%)	14,372 (62.3%)	13,020 (59.9%)	11,697 (57.6%)	10,302 (55.1%)
	65歳以上	4,943 (20.3%)	5,577 (24.2%)	5,874 (27.0%)	5,965 (29.4%)	6,012 (32.2%)
朝日町	全体人口	2,110 (100.0%)	1,926 (100.0%)	1,750 (100.0%)	1,560 (100.0%)	1,349 (100.0%)
	0～14歳	192 (9.1%)	175 (9.1%)	173 (9.9%)	179 (11.5%)	154 (11.4%)
	15～64歳	1,387 (65.7%)	1,131 (58.7%)	884 (50.5%)	706 (45.3%)	535 (39.7%)
	65歳以上	531 (25.2%)	620 (32.2%)	693 (39.6%)	675 (43.3%)	660 (48.9%)
合 計	全体人口	26,403 (100.0%)	24,991 (100.0%)	23,491 (100.0%)	21,861 (100.0%)	20,030 (100.0%)
	0～14歳	3,885 (14.7%)	3,291 (13.2%)	3,020 (12.9%)	2,818 (12.9%)	2,521 (12.6%)
	15～64歳	17,044 (64.6%)	15,503 (62.0%)	13,904 (59.2%)	12,403 (56.7%)	10,837 (54.1%)
	65歳以上	5,474 (20.7%)	6,197 (24.8%)	6,567 (27.9%)	6,640 (30.4%)	6,672 (33.3%)

※コーホート要因法より推計

図 年齢階層別人口の見通し



(3) 通勤通学

本地域における通勤通学の状況では、2市町に居住する就業者と通学者の合計は、13,811人であり、そのうち2市町内において就業・通学している人は12,951人と約94%となっており、士別市と朝日町は、通勤・通学面において密接な繋がりが有るといえます。

表 通勤通学の状況

(単位：人)

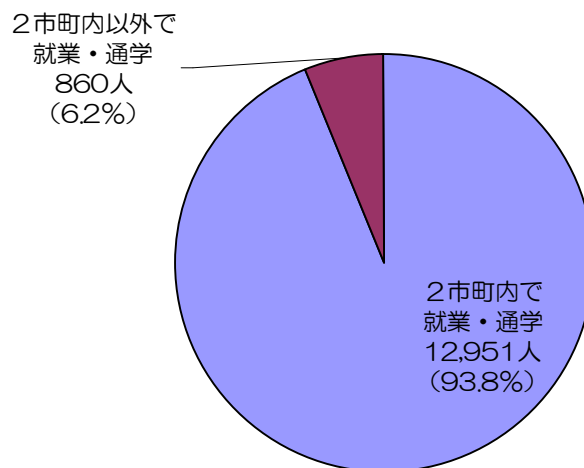
居住地	総就業・通学者数	自市町で就業・通学	他市町で就業・通学			合計
			士別市で就業・通学	朝日町で就業・通学	その他市町村で就業・通学	
士別市	12,734	11,803	—	91	840※1	931
朝日町	1,077	951	106	—	20※2	126
2市町合計	13,811	12,754	106	91	860	1,057
		2市町内における就業・通学者合計 12,951人				

資料：平成12年国勢調査

※1：名寄市（273人）、旭川市（157人）、剣淵町（154人）、風連町（78人）、和寒町（51人）、下川町（28人）、幌加内町（26人）、その他（73人）

※2：朝日町の内訳についてはH12国勢調査に未記載

図 通勤通学の状況（2市町合計）



(4) 住宅所有関係別世帯数

本地域における住宅所有関係別世帯数では、持ち家が 6,338 世帯と主世帯 9,251 世帯の約 69%を占めており、次いで公営等の借家の 1,204 世帯で 13%となっています。

全道値と比較すると、持ち家率と公営等の借家率が高い一方で民間借家率が低い状況にあります。

表 住宅所有関係別世帯数

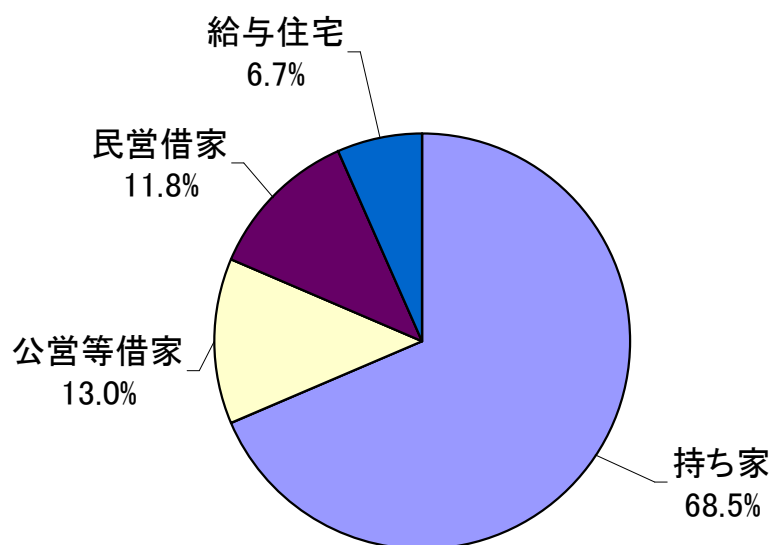
(単位：世帯)

項目			合計	北海道
	士別市	朝日町		
主世帯	8,426 (100.0%)	825 (100.0%)	9,251 (100.0%)	2,198,913 (100.0%)
持ち家	5,822 (69.1%)	516 (62.5%)	6,338 (68.5%)	1,252,437 (57.0%)
公営等の借家	960 (11.4%)	244 (29.6%)	1,204 (13.0%)	187,781 (8.5%)
民間借家	1,080 (12.8%)	8 (1.0%)	1,088 (11.8%)	634,983 (28.9%)
給与住宅	564 (6.7%)	57 (6.9%)	621 (6.7%)	123,712 (5.6%)

資料：平成 12 年国勢調査

主世帯：「持ち家」、「公営等の借家」、「民間借家」、「給与住宅」に居住している世帯

図 住宅別所有関係別世帯数



6. 産業構造

(1) 産業別就業人口

本地域における平成12年(2000年)の産業別就業人口は、第1次産業20.2%、第2次産業24.3%、第3次産業55.5%となっています。

北海道全体と比較すると、第2次産業の割合はほぼ全道並といえますが、第1次産業の割合が高く、一方では第3次産業の割合が低いのが特徴といえます。

表 産業別就業人口の構成

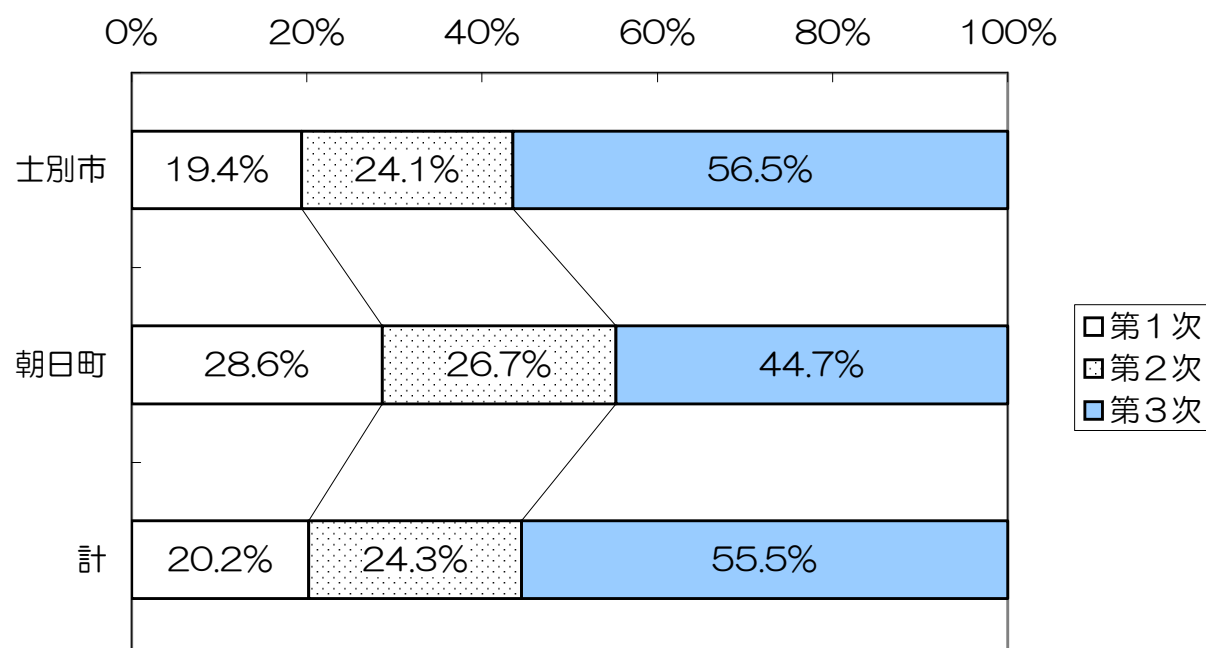
(単位：人)

項目	就業者数			合計
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	
士別市	2,277 (19.4%)	2,831 (24.1%)	6,630 (56.5%)	11,738 (100.0%)
朝日町	299 (28.6%)	279 (26.7%)	467 (44.7%)	1,045 (100.0%)
合計	2,576 (20.2%)	3,110 (24.3%)	7,097 (55.5%)	12,783 (100.0%)
北海道	217,908 (8.0%)	602,859 (22.1%)	1,881,089 (68.9%)	2,730,723 (100.0%)

※合計には分類不能を含む

資料：平成12年国勢調査

図 産業別就業人口の構成



(2) 農業

本地域における平成 14 年度の農業粗生産は 88 億 9 千万円となっています。内訳では、耕種が 56 億 9 千万円、畜産が 32 億となっており、その割合は概ね 7 対 3 となっています。

一方、作物別内訳では、米が最も多く約 21 億円と全体の約 24%を占め、次いで乳用牛が約 20 億円と約 22%を占めています。

農家総数、農家人口、農業従業者数及び経営耕地面積については、いずれも減少傾向にあります。また農業粗生産額については、平成 14 年度は厳しい作柄となりましたが、最近5カ年は概ね 90 億円から 130 億円で推移しています。

表 農業粗生産額

(単位：千万円)

区 分				合計
		士別市	朝日町	
耕 種	米	180	28	208 (23.5%)
	麦類	18	2	20 (2.2%)
	穀類・豆類	77	7	84 (9.4%)
	いも類	29	4	33 (3.7%)
	野菜	150	8	158 (17.8%)
	花き	3	0	3 (0.3%)
	工芸農産物	49	0	49 (5.6%)
	種苗・苗木・その他	—	14	14 (1.5%)
	計	506	63	569 (64.0%)
畜 産	肉用牛	100	0	100 (11.2%)
	乳用牛	174	24	198 (22.3%)
	豚	15	0	15 (1.7%)
	その他畜産物	5	2	7 (0.8%)
	計	294	26	320 (36.0%)
総 計		800	89	889 (100.0%)

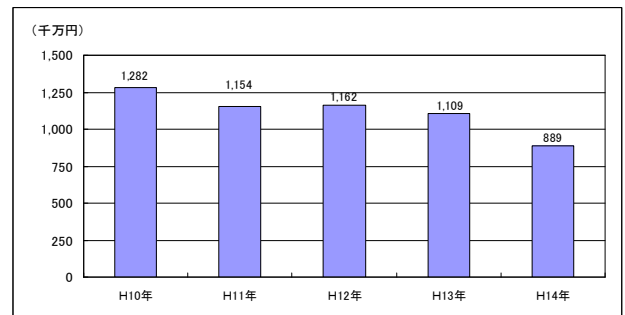
※農業粗生産額：「品目別生産数量×品目別農家庭先販売価格」の合計
資料：各市町調べ（北海道農林水産統計年報：平成 14 年）

表 農家数、農家人口等の推移

区 分		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
士別市	総数(戸)	1,518	1,225	1,010
	農家人口(人)	6,268	5,017	4,003
	農業従業者数(人)	4,110	3,172	2,592
	経営耕地面積(ha)	12,757	12,642	12,204
朝日町	総数(戸)	220	181	153
	農家人口(人)	802	638	510
	農業従業者数(人)	602	437	367
	経営耕地面積(ha)	1,949	1,982	1,873
合 計	総数(戸)	1,738	1,406	1,163
	農家人口(人)	7,070	5,655	4,513
	農業従業者数(人)	4,712	3,609	2,959
	経営耕地面積(ha)	14,706	14,624	14,077

資料：農林業センサス(平成 12 年度)

図 農業粗生産額の推移



資料：北海道農林水産統計年報

(3) 林業

農林業センサスによると、2市町の林野面積の合計は82,362haであり、林野率は約74%となっています。

なかでも朝日町においては、森林面積は46,865haと総土地面積の約90%を占めており、そのほとんどが国有林となっています。

また、林家数の内訳をみると、2市町合計で林家数は616戸であり、そのうち農家林家が343戸、非農家林家は273戸であり林家全体の約半数が農家林家となっています。

表 林野面積

(単位：ha・%)

区 分	総土地面積	林野面積	林野率
土 別 市	59,728	35,497	59.4
朝 日 町	52,201	46,865	89.8
合 計	111,929	82,362	73.6

資料：農林業センサス（平成12年）

表 林家数及び保有山林規模別林家数

区 分	林家数 (戸)	内 訳		規 模 別 林 家 数 (戸)								保有山林 面 積 (ha)
		農 家 林 家	非農家 林 家	1 ~3ha	3 ~5	5 ~10	10 ~20	20 ~30	30 ~50	50 ~100	100ha 以上	
土別市	540	301	239	121	133	173	65	20	19	7	2	4,737
朝日町	76	42	34	28	14	14	15	3		1	1	636
合 計	616	343	273	149	147	187	80	23	19	8	3	5,373

資料：農林業センサス（平成12年）

(4) 工業

当地域では、地場産品を活用した食品製造業が盛んに行なわれており、平成14年においては約82億円と総出荷額の約54%を占めています。

また、朝日町においては木材・木製品の出荷額が9億円以上と総出荷額の約97%を占めている状況です。

一方、近年の工業出荷額等の推移では、長引く経済不況の影響もあって従業者数、事業所数、出荷額は横這いあるいは減少傾向にあります。

表 製造品出荷額

(単位：万円)

	士別市	朝日町	2市町
総数	1,424,499	97,264	1,521,763 (100.0%)
食料品	822,972	1,180	822,972 (54.1%)
衣服・その他繊維	32,478	—	32,478 (2.1%)
木材・木製品	159,434	93,984	159,434 (10.5%)
パルプ・紙・紙加工品	x	—	x
出版・印刷・同関連	x	—	x
石油製品・石炭製品	x	—	x
窯業・土石製品	230,660	2,100	230,660 (15.2%)
金属製品	60,144	—	60,144 (4.0%)
一般機械器具	x	—	x
その他	—	—	—

資料：工業統計（平成14年 従業者規模4人以上）

表 工業出荷額等の推移 (単位：事業所・人・万円)

	市町村名	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
事業所数	士別市	63	54	53	51	48
	朝日町	7	7	7	6	6
	2市町	70	61	60	57	54
従業者数	士別市	990	864	805	742	659
	朝日町	110	112	112	96	95
	2市町	1,100	976	917	838	754
出荷額(万円)	士別市	1,663,863	1,693,703	1,438,169	1,340,356	1,424,499
	朝日町	112,369	108,513	117,063	112,320	97,264
	2市町	1,776,232	1,802,216	1,555,232	1,452,676	1,521,763

資料：工業統計(平成14年 従業者規模4人以上)

(5) 商業

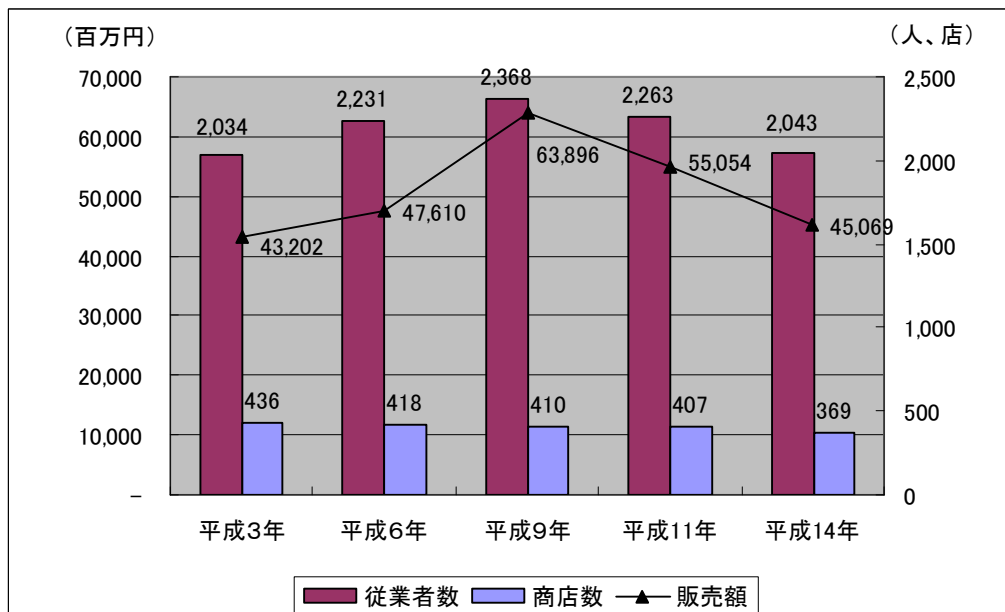
本地域における平成 14 年の小売業商店数は 369 店舗で、従業者数は 2,043 人、商品販売額は約 450 億円となっています。中でも、士別市が全体の多数を占め商業的な拠点ではありますが、平成 9 年当時と比較すると、人口の減少に伴う購買力の低下、消費動向の広域化や消費者ニーズの高度化・多様化等によりいずれも大きく減少しています。

表 商業の推移

	市町村名	平成 3 年	平成 6 年	平成 9 年	平成 11 年	平成 14 年
販売額 (百万円)	士別市	40,900	45,095	60,486	53,047	43,906
	朝日町	2,302	2,515	3,410	2,007	1,163
	2 市町	43,202	47,610	63,896	55,054	45,069
商店数 卸・小売計 (店)	士別市	392	375	374	374	341
	朝日町	44	43	36	33	28
	2 市町	436	418	410	407	369
従業者数 (人)	士別市	1,891	2,076	2,252	2,152	1,958
	朝日町	143	155	116	111	85
	2 市町	2,034	2,231	2,368	2,263	2,043

資料：商業統計

図 販売額等の推移



(6) 試験・研究系産業

積雪寒冷といった自然条件を活かし、士別市においては、トヨタ自動車をはじめとした自動車関連の試験研究施設が5施設立地しており、冬は耐寒試験、夏は高速性能と耐久性能等の試験及び基礎研究が行なわれています。

自動車関連企業では約190名の職員とその家族が定住し、加えて年間延べ2万人を超える出張者によって交流人口が増加するなど、地域経済への波及効果は大きなものがあります。

表 士別市における自動車関連試験研究施設

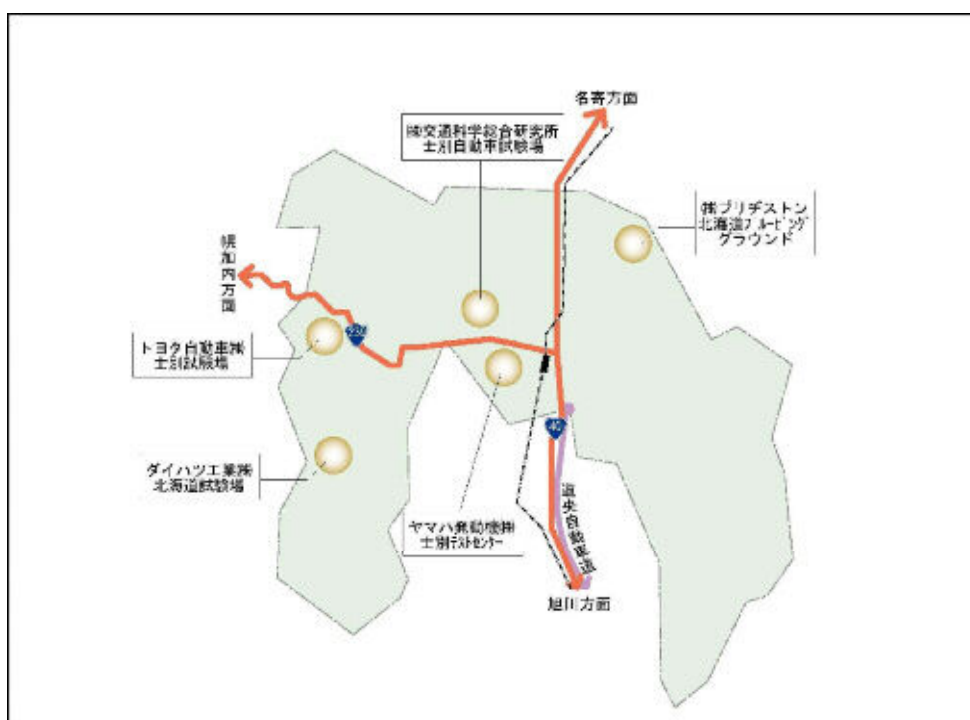
平成14年4月現在

(出張者数は平成15年3月14日調査)

試験研究施設名	試験の目的	着工～完了 (予定)	試験期間	面積	出張者数
トヨタ自動車(株) 士別試験場	超高速走行・ 極低温試験	S57.6～ H17.10	通年	930ha	年間15,332人 (実人員3,172人)
ダイハツ工業(株) 北海道試験場	乗用車の 極低温試験	H4.6～ H15.11	12月から 3月まで 一部夏季	403ha	1,300人
ヤマハ発動機(株) 士別テストセンター	スノーモビル・ 芝刈機の試験	H4.6～ H6.11	通年	87ha	1,500人
(株)ブリヂストン 北海道ブルーピング グラウンド	タイヤ (スタットレス) の試験	H6.5～ H11.10	12月から 3月まで	222ha	1,730人
(株)交通科学総合研究所 士別自動車試験場	自動車関連の 極低温試験	S62.8～ H4.7	12月から 3月まで	29ha	982人
合計	—	—	—	—	20,844人

資料：士別市調べ

図 士別市における自動車関連試験研究施設



7. 交流

(1) 観光

本地域への観光入込み客は、平成14年度では約35万人を数え、士別市では264千人（約75%）、朝日町では87千人（約25%）となっています。

近年の入込み客数の推移では、士別市が年々わずかながら増加傾向にあるものの、朝日町ではいくぶん減少しつつあります。月別では、夏場の北海道観光の影響もあって7月、8月がともに多く約5万人の入込みがあり、また12月～3月の冬場においても、2～3万人の入込みがあります。

一方宿泊・日帰りの内訳を見ると、2市町あわせて日帰客が約27万人（約76%）と多数を占めており、平成10年以降は約21万人～約28万人程度で推移しています。

表 年度別観光入込み客数の推移

(単位：千人)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
士別市	181.2	237.7	211.9	239.0	264.5
朝日町	91.0	120.8	106.4	109.7	87.2
2市町	272.2	358.5	318.3	348.7	351.7

資料：北海道観光入込客数調査

図 月別観光入込み客数（平成14年度）

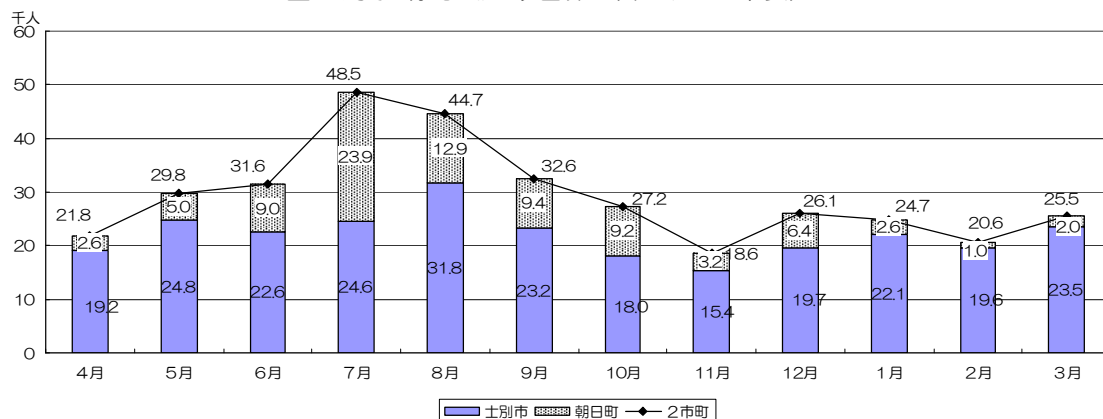


図 宿泊・日帰り別観光入込み客数（平成14年度）

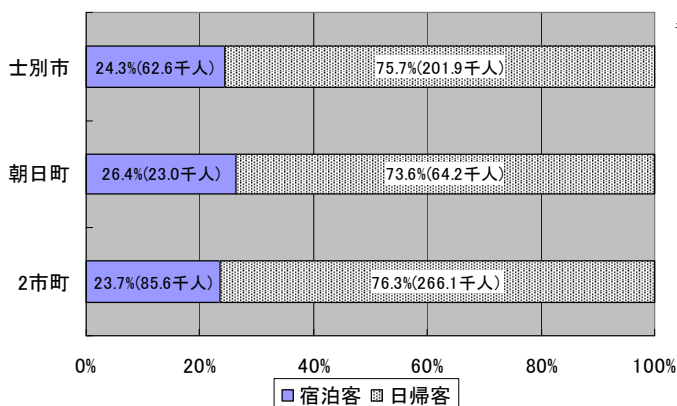


図 日帰り観光入込みの推移

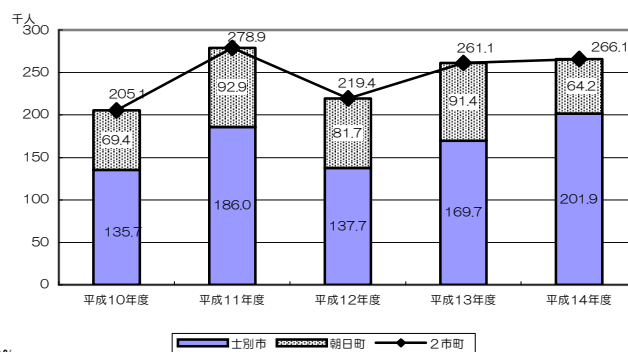


表 主な観光資源

	項 目	内 容
士 別 市	羊飼いの家	サフォーク料理をメインとしたレストランがあり、ここからの眺望は北海道の雄大な自然を満喫できる。
	世界のめん羊館	世界各国の珍しいめん羊30種類が飼育され、このうち14種類は国内では当館だけである。めん羊に関する資料も豊富に展示しており、毛刈りショーや牧羊犬の実演なども楽しめる。
	つくも水郷公園	駅から約2km、年間利用者4万人と市民をはじめ多くの人々に利用されている天塩川の旧河川敷に造成された総合公園。公認50mプール、運動広場、アスレチック施設、キャンプ場等が整備されており、公園内には「つくも青少年の家」、「サイクリングターミナル」がある。
	日向森林公園	多寄市街地より約4km、自然に囲まれた山あいには市民の憩いの場として昭和54年に建設された。20haという広大な敷地に林間キャンプ場、バンガローなどが整備されている。また、近くに日向スキー場があり、初級者から上級者まで楽しめるグレンデがあるほか、泉質が評判の日向温泉がある。
	グリーンスポーツ施設	南士別町の丘陵地にあり面積37ha。整備されたランニングコースやハイキングコース、キャンプ場がある。また近くに野球場、陸上競技場、テニスコートのほかスポーツ合宿センターがあり、夏場には多くの合宿選手が訪れる。
朝 日 町	岩尾内湖周辺	昭和45年に天塩川をせき止めた人造湖「岩尾内湖」があり、年中をとおしてドライブコースとして親しまれ、春は雪解け水を満面にたたえ、夏はキャンプ地、秋は紅葉と観光客を楽しませてくれる。また、7月には湖水祭りが行われる。 岩尾内湖展望台、岩尾内湖白樺キャンプ場などが整備されている。
	天塩岳道立自然公園	昭和53年に、天塩岳周辺が道立自然公園に指定され、道内一早い山開きには、ビギナーからベテランまでの登山者が標高1,558mの天塩岳山頂を目指します。

資料：各市町調べ

表 主なイベント

	時 期	イベント名	内 容
土 別 市	2月第2 土・日曜日	スノーフェスティバルインサフ ォークランド土別	昭和31年に第1回雪祭りが開催され、道内では札幌市に次いで2番目の歴史のあるイベント。大雪像をはじめ、幼稚園から小中学生や民団体が制作する雪のオブジェが飾られ、メインは国際雪はね選手権大会。
	1月上旬～ 3月上旬	スノーモビルランドイン土別	スノーモビル発祥の地「土別」の冬季の観光の柱。ゴルフ場コースと羊と雲の丘コース。2月には、全日本モーターサイクルスポーツ協会公認の全日本スノーモビル選手権土別大会が開催されている。
	7月下旬	サフォークフェスティバル	羊を通したまちづくり、健全な食、地産地消をテーマにした市民の集い。土別産ラム肉の販売(前売り券)、串焼き等の販売、羊の丸焼き、地元特産品コーナー、グリーンコンサート等。
	8月中旬	土別天塩川まつり	土別市の発展の源である「天塩川に感謝」するイベント。納涼花火大会では、道北で唯一1尺玉のほか、1800発の花火が打ち上げられる。パレードには、ジュニアみこし、よっちょれ、千人踊りが行われ、祭りのメインは20基を超える川舟みこしが練り歩く。
朝 日 町	5月下旬	天塩川 ジュニアマラソン大会	天塩川河川敷に設けられているローラースキー&ジョギングコースを使用しての大会。対象は小・中学生で、全道各地から選手が集まる。
	6月 第1日曜日	天塩岳山開き	道北地方で一番早い山開きとして、道内各地からはもとより、道外からも登山愛好者が参加する。標高1557.6m。
	7月 第4日曜日	岩尾内湖水まつり	野外ステージでのアトラクションやバーベキューなど、趣向を凝らした多彩なイベントを楽しむ。夜は、湖畔を舞台に大迫力の花火大会が行われる。
	7月	全日本サマージャンプ大会 全日本サマーコンバインド大会 全日本ジュニア&レディースサ マージャンプ大会	全日本スキー連盟A級公認のオールシーズンジャンプ台で、国内一線級の選手達が優勝目指してアーチ合戦を繰り広げる。
	9月中旬	あさひ じゃんじゃん・ ジュピリー	サンライズホール前駐車場をメイン会場として開催。歌謡ショーや郷土芸能の発表、特産品の販売などの各種催しのほか、健康まつりも同時に開催。味覚の秋、文化・芸術の秋にふさわしいおまつり。
12月～ 1月下旬	きら輝ら喜らら ときめきロード	冬の夜道を美しく彩るイルミネーションの数々。南朝日地区の農家が約11kmにわたって、庭先に干支やアニメキャラクターをかたどった手づくりのイルミネーションを飾る。1月最終日曜日には、廃校になったグラウンドを使用して、抽選会やもちまきなどのイベントを開催する。	

資料：各市町調べ

(2) 合宿

本地域は、「合宿の里」として多くのアスリートなどが訪れている「まち」です。

士別市では、陸上競技(中・長距離)・ウエイトリフティング・スキーを中心に夏・冬の合宿が行なわれて、トップクラスの選手達が多数訪れています。特に、陸上関係では、ハーフマラソン大会やディスタンスチャレンジ士別大会等への参加を通し、市民との交流も行なわれています。

一方朝日町においては、冬はもとよりサマージャンプにも対応可能な三望台シャンツェが整備されており、スキーを中心に多くの合宿が行なわれ、また、サンライズホールでは吹奏楽や演劇など文化系の合宿が行われています。

合宿者数については、近年は2市町あわせて2万人程度で推移しています。

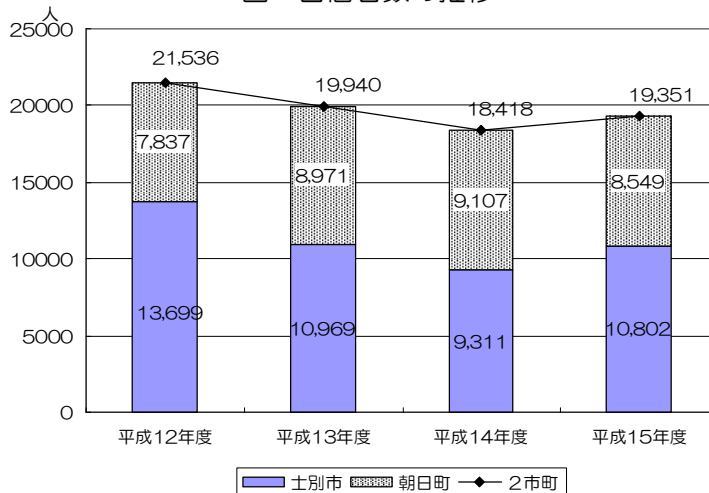
表 競技別合宿者数

(単位：人)

	競技名	団体数	延人数
士別市	陸上	85	9,376
	ウエイトリフティング	2	153
	スキー	7	280
	柔道	2	80
	サッカー	2	292
	水泳	2	219
	トライアスロン	3	81
	バレーボール	1	42
	その他	5	279
	小計	109	10,802
	朝日町	スキー	146
バドミントン		1	22
バレーボール		17	1,137
野球		1	62
陸上		1	3
バスケット		3	52
サッカー		1	64
アーチェリー		1	42
アメフト		1	313
パラグライダー		1	10
吹奏楽		47	767
演劇		4	513
小計		184	8,549
合計		293	19,351

資料：各市町調べ(平成15年度)

図 合宿者数の推移



資料：各市町調べ

8. 公共施設の整備状況

(1) 道路・上下水道

旭川と稚内を結ぶ国道 40 号、苫前と興部を結ぶ国道 239 号及び主要道道士別滝上線が 2 市町内を通過しており、これらが広域とアクセスする重要な路線となっています。

全体延長 835 km のうち 57% が改良済み、約 40% が舗装済となっています。

表 道路の状況

区分	市町名	実延長 (m)	内改良済延長		内舗装済延長		内橋梁延長	
			(m)	改良率 (%)	(m)	舗装率 (%)	橋梁数	橋梁延長 (m)
市・町道	士別市	661,859	391,422	59.1	282,695	42.8	287	4,419
	朝日町	173,186	84,246	48.6	56,513	32.6	91	1,450
	合計	835,045	475,668	57.0	339,208	40.6	378	5,869

資料：平成 15 年度公共施設状況調査等

水道の整備状況について、2 市町合計の給水人口は、上水道、簡易水道、飲料水供給施設を合わせて 21,902 人となり、88.3% の普及率となっています。

表 水道の状況

区分		士別市	朝日町	合計
上水道	給水人口(人)	17,482	—	17,482
簡易水道	給水人口(人)	1,950	1,678	3,628
飲料水供給施設	給水人口(人)	519	52	571
給水人口合計(人)		20,172	1,730	21,902
普及率 (%)		88.0	92.0	88.3

資料：平成 15 年度公共施設状況調査等

2 市町の公共下水道は、計画処理区域面積 973ha に対して、処理区域面積は 702ha となっています。

また、農業集落排水施設とともに、合併浄化槽の整備も進めており、2 市町とも下水道の普及を図っています。下水道等の普及率は約 92% となっています。

表 下水道の普及状況

	区分	士別市	朝日町	合計
公共下水道	計画処理区域面積 (ha)	875	98	973
	現在処理区域面積 (ha)	607	95	702
	現在水洗便所設置済人口(人)	16,662	1,300	17,962
農集施設	現在処理区域面積 (ha)	101	—	101
	現在水洗便所設置済人口(人)	970	—	970
合併浄化槽	個別 現在排水人口(人)	2,603	—	2,603
	その他 現在排水人口(人)	—	272	272
普及率 (処理人口/住基人口) %		91.5	95.8	91.8
水洗化率 (水洗便所設置人口/住基人口) %		88.8	69.1	76.5

資料：平成 15 年度公共施設状況調査等

(2) 学校教育

幼稚園は土別市のみを設置されており、園児数は168人となっています。

小学校は土別市に10校、朝日町に1校設置されており、2市町合計で1,252人の児童が通学しています。また中学校については、土別市に5校、朝日町に1校設置されており、生徒数は627人です。小中学校の給食については、全て学校給食センター方式となっています。

高等学校は、土別市において道立高校2校、市立高校1校、合計3校が設置されています。

表 幼稚園・小中学校

区 分		土別市	朝日町	合 計	
幼稚園 (私立)	施設数	3	—	3	
	クラス数	9	—	9	
	園児数(人)	168	—	168	
	教職員数(人)	23	—	23	
小学校	学 校 数	10	1	11	
	学級数	普通学級	59	6	65
		特殊学級	12	1	13
	児童数(人)	1,183	69	1,252	
	教職員数(人)	133	11	144	
	給食の実施状況	完全給食 (給食センター)	完全給食 (給食センター)	—	
	校舎延面積(m ²)	25,249	2,513	27,762	
	屋内体育館(m ²)	6,662	563	7,225	
中学校	学 校 数	5	1	6	
	学級数	普通学級	24	3	27
		特殊学級	4	—	4
	生徒数(人)	604	23	627	
	教職員数(人)	78	11	89	
	給食の実施状況	完全給食 (給食センター)	完全給食 (給食センター)	—	
	校舎延面積(m ²)	16,743	4,372	21,115	
屋内体育館(m ²)	5,012	963	5,975		

資料：幼稚園～学校基本調査(平成16年5月1日)
小中学校～平成15年度公共施設状況調査等

表 高等学校

自治体名	土 別 市			合 計
	道	道	市	
設置者				—
学校名	土別高校	土別商業高校	土別東高校	3
全日・定時の別	全日制	全日制	定時制	—
学級数	12	6	4	22
生徒数(人)	412	183	42	637
教職員数(人)	30	31	11	72

資料：学校基本調査(平成16年5月1日)

(3) 学習・文化施設

文化活動の拠点として利用されている朝日町サンライズホールをはじめ、2市町におけるコミュニティセンター、公民館などのコミュニティ関連施設や研修センター、図書館など、主な文化関連施設の設置は以下のような状況となっています。

表 主な文化関連施設の設置状況

施設区分	土 別 市		朝 日 町		合 計
	個所	施 設 名	個所	施 設 名	
図書館	1	市立図書館	1	公民館図書室	2
公民館 (分館含む)	18	中央公民館 上土別公民館 多寄公民館 温根別公民館 中央公民館中土別分館 // 下土別分館 // 武徳分館 // 川西分館 // 南土別分館 // 西土別分館 // 北町分館 上土別公民館川南分館 // 兼内分館 // 大和分館 // 成美分館 多寄公民館中多寄分館 温根別白山分館 // 北温分館	5	公民館 公民館壬子分館(壬子生活改善センター) 公民館登和里分館(登和里コミュニティセンター) 公民館茂志利分館(茂志利地区農業活性化センター) 公民館三栄分館	23
博物館・資料館	1	市立博物館	2	郷土文化財保存伝習館 郷土資料室(まなべる内)	3
他の社会教育 施設	1	土別市生涯学習情報センター			1
コミュニティ センター・総合 センター	1	市民文化センター	2	朝日町サンライズホール 活性化施設(まなべる)	3
研修センター	9	農作業準備休憩施設 川西地区農業活性化施設 多寄研修センター 温根別生活改善センター 温根別多目的研修集会施設 上土別構造改善センター 勤労者センター 婦人福祉会館 つくも青少年の家	4	山村研修センター 勤労者会館 三望台団地集会所 一二三団地集会所	13

資料：各市町調べ

(4) スポーツ施設

2市町においては、「合宿のまち」として、オリンピック選手の合宿も行なわれる市営陸上競技場等、全日本大会も開催されている三望台シャンツェなどの高次な施設のほか、以下のようなスポーツ関連施設が設置されています。

表 主なスポーツ関連施設の設置状況

施設区分	土 別 市		朝 日 町		合 計
	個所	施 設 名	個所	施 設 名	
体育館等	4	総合体育館 勤労者センター 多世代スポーツ交流館 青少年会館	1	農業者トレーニングセンター	5
野球場等	3	市営球場 つくも水郷公園運動広場 市民ソフトボール場	1	山村広場	4
武道館			1	武道館	1
陸上競技場	2	市営陸上競技場・サブグラウンド			2
サッカー場・多目的 グラウンド	5	多寄農村広場 温根別農村広場 つくもサッカー場 つくも水郷公園運動広場 剣淵川多目的グラウンド	3	運動広場 山村広場 青少年広場	8
ランニングコース等	1	グリーンスポーツ施設	1	ローラースキーコース・ジョギングコース	2
プール	2	つくも市民プール(50m) 南郷市民プール(25m)	1	町民プール(25m)	3
テニスコート	2	市営テニスコート(10面) つくもテニスコート(8面)	1	町民テニスコート(2面)	3
パークゴルフ場	6	つくも水郷公園 天塩川水郷緑地 剣淵川緑地 不動大橋 多世代スポーツ交流施設 多寄農村広場	1	あさひパークゴルフ場	7
ゲートボール場	3	つくも市民ゲートボール場 多世代スポーツ交流施設 土別市ゲートボール場	1	町民ゲートボール場	4
スキー場	1	日向スキー場	3	朝日スキー場 三望台シャンツェ クロスカントリースキーコース	4
カーリング場	1	つくも市民カーリング場、			1
スケートリンク場	1	つくも市民スケートリンク場			1

資料：各市町調べ

(5) 保健・医療・福祉施設

2市町において、市町村立保育所は合計で9施設立地しており、合計で390人が入所しています、また土別市においては市町村立以外の保育所が5施設立地しています。

医療施設については、2市町合わせて22施設立地しており、1病床当たりの人口は83人となっています。

また、土別市と朝日町においては、以下のような主要な保健・医療・福祉施設が整備されています。

表 保育所の設置状況

	土別市	朝日町	計
市町村立保育所数(ヶ所)	8	1	9
定員(人)	330	60	390
現在入所者数(人)	257	41	298
市町村立以外保育所数(ヶ所)	5	-	5

※市町村以外保育所数には、認可外保育所も含む。資料：平成15年度公共施設状況調査等、各市町調べ

表 医療施設の状況

区分	施設総数	市町村立施設						左記以外の施設	
		病院			診療施設			診療施設	
		総数	病床数	医師数	総数	病床数	医師数	総数	病床数
土別市	21	1	270	26	2	-	2	18	-
朝日町	1	-	-	-	-	-	-	1	-
計	22	1	270	26	2	0	2	19	-

資料：各市町調べ

表 医療施設、病床に対する人口の状況

区分	人口(H16.3.31)(人)	1医療施設当たり人口(人)	1病床当たり人口(人)
土別市	22,513	1,072	83
朝日町	1,881	1,881	0
計	24,394	1,108	83

表 主要な高齢者福祉施設

施設の種類	土別市	朝日町
老人福祉施設	養護老人ホーム「桜丘荘」 100名	
	特別養護老人ホーム「コスモス苑」 50名	特別養護老人ホーム「美土里ハイツ」 30名
	在宅介護支援センター「きぼう」他 2事業所	在宅介護支援センター 1事業所
	認知症グループホーム「サンフラワー」 18名	
	老人福祉センター「土別市総合福祉センター」 1施設	
		高齢者生活福祉センター 1施設
老健施設	「ボヌール土別」 120名	
保健施設	保健福祉センター 1施設	老人保健センター 1施設

各市町調べ

表 主要な障害者福祉施設

施設の種類	土別市	朝日町
知的障害者入所更生施設	土別つくも学園	
精神障害者小規模通所授産施設	ぬくもり作業所	
知的障害者小規模通所授産施設	かたくり作業所	
障害者地域共同作業所		あさひ小規模作業所

各市町調べ

9. 行政・財政体制

(1) 組織機構

土別市と朝日町においては、以下のような行政組織体制のもと、各々の市町のまちづくりを進めています。

☒ 組織機構

(平成 16 年 4 月 1 日現在)

土別市						
市長						
助 役						
総務部	企画振興室企画課	総務課	財政課			
市民部	市民課	環境生活課	税務課	出張所(3)		
保健福祉部	介護保険課	在宅介護支援センター	福祉課	児童家庭課	保健福祉センター	
	桜丘荘	コスモス苑				
経済部	農務課	耕地林務課	商工労働観光課			
建設水道部	管理課	建築課	土木課	施設維持センター	上下水道課	
市立病院	総務課	医事課				
収入役	会計課					
教育長	教育委員会	学校教育課	学校給食センター	東高等学校	生涯学習課	スポーツ課
		中央公民館	図書館	つくも青少年の家	博物館	総合体育館
		文化センター				
議会議務局	総務課					
農業委員会事務局	総務課					
監査委員事務局	監査課					
消防本部	総務課	消防課				
消防署	管理課	予防課				
朝日町						
町長						
助 役						
総務課	庶務係	企画係	財政係	税務係	合併担当係	
住民課	戸籍年金係	生活環境係	健康増進係			
福祉課	社会福祉係	介護保険係	あさひ保育所			
産業課	農政係	畜産林業係	商工労働観光係			
建設課	管理係	土木係	下水道係	建築係	水道係	
	車両係					
収入役	出納係					
教育長	教育委員会	総務係	学校教育係	生涯学習係	文化振興係	生涯スポーツ係
		給食センター事務係				
議会議務局						
農業委員会事務局						
監査委員事務局						
消防朝日支署	庶務係	警防係	予防係			

(2) 財政

平成 15 年度の 2 市町の経常収支比率は、士別市が 89.3%、朝日町が 88.6%です。財政力指数については、士別市が 0.272 で、朝日町は 0.143 となっており、いずれの自治体もきわめて脆弱な財政体質といえます。

表 財政規模及び主要指標(平成 15 年度)

(単位：千円・%)

項目	士別市	朝日町	合計
歳入総額	15,550,675	3,024,559	18,575,234
歳出総額	15,299,856	2,948,209	18,248,065
地方債現在高	19,884,227	3,873,624	23,757,851
積立金現在高	608,357	1,293,906	1,902,263
地方税決算額	2,093,352	178,977	2,272,329
歳入総額に地方税が占める割合(%)	13.5	5.9	12.2
地方交付税決算額	6,133,104	1,544,144	7,677,248
普通交付税決定額	5,337,044	1,397,525	6,734,569
基準財政需要額 (a)	7,434,233	1,644,801	9,079,034
基準財政収入額 (b)	2,083,059	304,528	2,387,587
交付基準額 (a)-(b)	5,351,174	1,340,273	6,691,447
特別交付税決定額	796,060	146,619	942,679
歳入総額に地方交付税が占める割合(%)	39.6	51.1	41.3
標準財政規模	8,022,673	1,720,053	9,742,726
財政力指数(3カ年平均)	0.272	0.143	—
経常収支比率	89.3	88.6	—
公債費比率	15.2	19.3	—
起債制限比率(3カ年平均)	11.5	6.8	—

資料：平成 15 年度決算状況調、地方交付税算定台帳

- * 基準財政需用額 普通交付税算定上、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行い、又は施設を維持するために必要な財政需用を、各行政項目ごとに算定した額の合算をいう。
- * 基準財政収入額 普通交付税算定上、地方公共団体の財政力を合理的に算定するために、当該地方公共団体について一定の方式で算定した額
- * 標準財政規模 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模
- * 財政力指数 地方公共団体の財政力の強弱を示す指標。1 を超えるほど財源に余裕がある。

(3) 広域行政の状況

士別市と朝日町においては、一部事務組合や協議会等を設立し、現在以下のような広域行政に取り組んでいます。

表 一部事務組合等の加入状況(共同処理事務)

	区 分	士別市	朝日町
共同事務処理	議員災害		○
	ごみ処理		○
	退職手当	○	○
	消防災害	○	○
	教職員研修	○	○
	消防事務	○	○
	火葬場	○	○

表 一部事務組合の設立状況

名 称	設置年月日	事務所の位置	共同処理事務の内容	士別市	朝日町
士別地方消防事務組合	S47.4.1	士別市東6条4丁目	消防に関する事務	○	○
上川教育研修センター組合	S47.9.1	旭川市6条通4丁目	設置及び管理に関する事務	○	○

表 協議会の設立状況

名 称	設置年月日	事務所の位置	共同処理事務の内容	士別市	朝日町
上川北部地区広域市町村圏振興協議会	S46.4.1	名寄市大通南1丁目	圏域の総合的な振興計画策定及び推進	○	○

表 機関の共同設置状況

名 称	設置年月日	事務所の位置	共同処理事務の内容	士別市	朝日町
士別地域介護認定審査会	H11.7.1	士別市東6条4丁目	要介護認定事務	○	○

表 電子計算機の共同導入状況

名 称	設置年月日	事務所の位置	共同処理事務の内容	士別市	朝日町
上川支庁管内町村電算事務共同処理協議会	S58.2.1	東神楽町	税務、給与、住民記録事務の電算処理		○

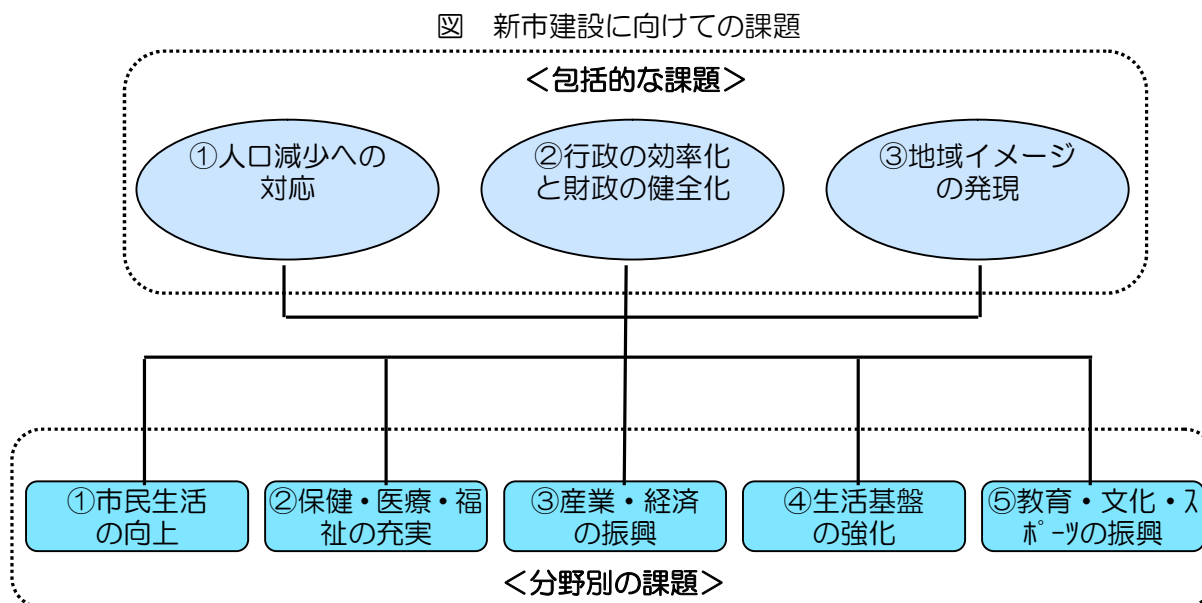
第3章

新市のまちづくりの基本方針

第3章 新市のまちづくりの基本方針

1. 新市建設に向けての課題

2市町の特性及び現状などを踏まえた新市建設に向けた課題は、以下のように整理されます。



(1) 包括的な課題

①人口減少への対応

土別市と朝日町には、かつて4万6千人（昭和35年国勢調査 45,705人）の人々が住んでいましたが、現在は約2万5千人に半減しています。今後においても、社会移動に伴う人口流出等により、本地域における人口減少傾向は続くものと予想され、このような状況下において、合併後も地域の活力を維持していくために、新市における定住化促進と交流人口の増大に取り組んでいくことが課題となります。

②行政の効率化と財政の健全化

地方分権の本格的な到来により市町村の役割は一層大きくなっています。しかし一方では、昨今の長引く景気の低迷等を背景に、財政状況は2市町とも厳しい状況にあります。

このような中、新市においては、地方分権推進の受け皿となるべく地域の組織・自治能力の向上を図るとともに、限られた財源でより効率的かつ効果的な運営ができるよう、財政健全化にむけた取り組みを推進することが、合併において解決すべき必要不可欠な課題といえます。

③地域イメージの発現

本地域は、朔北の大河「天塩川」の源流部に位置しており、自然資源に囲まれた文化・スポーツ活動が活発で個性豊かなまちといえます。また高速交通体系の整備も進み、道央圏等からのアクセス条件も向上しています。

本地域においては、この合併による集積効果や地域が有する魅力を活かして、さらなる地域イメージの発現を図り、地域の魅力を広く発信し、存在感のあるまちとしていくことが課題といえます。

(2) 分野別の課題

①市民生活の向上

現在、本地域においては、過去からのまちの成り立ち等を背景に、「土別」、「上土別」、「多寄」、「温根別」、「朝日」と市街地や集落が大きく5つに分かれており、これら各市街地や集落を基礎的単位として人々の生活が営まれています。

合併後においても、市民の生活ニーズなどに的確に対応し、地域ごとにバランスある発展やコミュニティに配慮しながら、安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが課題となります。

■主要な課題項目

- ・ 市民意識の高揚と、協働によるまちづくりの実践
- ・ 日常生活に密着した行政サービスの提供
- ・ 地域コミュニティ活動の活性化
- ・ 防犯や消防・除排雪など安全安心まちづくりの推進
- ・ ゴミ処理をはじめとする環境施策と体制の充実
- ・ 地域生活交通網の充実
- ・ 国際交流・地域間交流の推進

②保健・医療・福祉の充実

本地域における高齢化率は年々増加の一途をたどっており、一方では、核家族化や女性の社会進出の増加及び教育など子育てに要する経済的負担から少子化が進行しています。

このような少子・高齢社会を踏まえ新市においては、高齢者が健康でいきいきと活動できる環境づくりを図るとともに、次代を担う子どもが健やかに育つ子育て支援を進めていくことが課題といえます。

■主要な課題項目

- ・ 保健・医療・福祉サービスの充実
- ・ 健康づくりの推進
- ・ 高齢者の生きがい対策と介護予防の推進
- ・ 市民が安心して暮らせ優しいまちづくりの推進
- ・ 少子化に対応して、安心して健やかに産み育てていくことのできる環境の整備

③産業・経済の振興

基幹産業である農林業をはじめ、製造業・商業・観光等、地域の産業は厳しい経営環境にあります。今後においては製品の安全性と付加価値を高めていく取り組みや、経営基盤の強化、また地域特性の活用と消費者ニーズを踏まえた展開等を図っていくとともに、自動車関連試験研究機

関の立地・集積を地域経済の活性化に活かしていくことが課題といえます。

■主要な課題項目

- ・農業・林業における、経営基盤の強化と高齢化や担い手不足への対応
- ・製造業や商業における、経営基盤の強化と消費者ニーズに対応した展開
- ・多様な産業間のネットワーク強化による新産業の創出
- ・勤労者福祉の充実と消費者の生活安定
- ・天塩岳や天塩川、美しい丘陵景観ほか自然資源の積極的な活用と情報発信、体験・滞在型観光の推進
- ・自然資源の次世代への継承と環境にやさしい地域づくり

④生活基盤の強化

土別市と朝日町の合計面積は約 1,100 km²で、合併後は上川管内の 1 割以上を占める大きな「まち」となり、その中に市街地や集落が分散しています。今後新市においても、地域の人々が豊かで快適な生活が営めるよう、生活環境の向上を図っていくことが課題といえます。

■主要な課題項目

- ・市街地形態や地区バランスに配慮した、公営住宅・道路・公園・上下水道などの生活基盤の整備・充実
- ・各市街地や拠点となる施設等をつなぐ道路網の強化
- ・天塩川ほか河川における親水空間の創出と、レクリエーションの場の整備・充実
- ・高度情報社会に対応した情報通信基盤の整備

⑤教育・文化・スポーツの振興

本地域の恵まれた自然条件を活かした教育環境を整備し、心豊かな青少年を育成することが重要な課題であります。

また、本地域は充実した合宿環境のもと、文化・スポーツ双方の「合宿のまち」として広く名を馳せています。これらが地域経済に与える影響も大きいことから、今後新市においても、合宿機能の強化・充実を図っていくとともに、市民の文化・スポーツ活動を振興していくことも大きな課題の一つであります。

■主要な課題項目

- ・学校施設や教育環境の充実
- ・合宿機能の強化・充実による、全国的な地域イメージの発現
- ・スポーツを軸にした地域活動の活発化と拠点施設の整備
- ・市民の主体的な芸術文化活動の推進
- ・歴史的・文化的遺産の保全と活用

2. 住民アンケート調査

(1) 調査概要

士別市・朝日町が合併した場合の新しいまちづくり等に関して、「住民アンケート調査」を実施しました。

- 調査時期：平成16年6月1日～6月30日
- 調査対象：士別市及び朝日町内の全世帯
- 調査方法：合併協議会だよりに同封し配布、郵送により回収
- 回答率：約20%

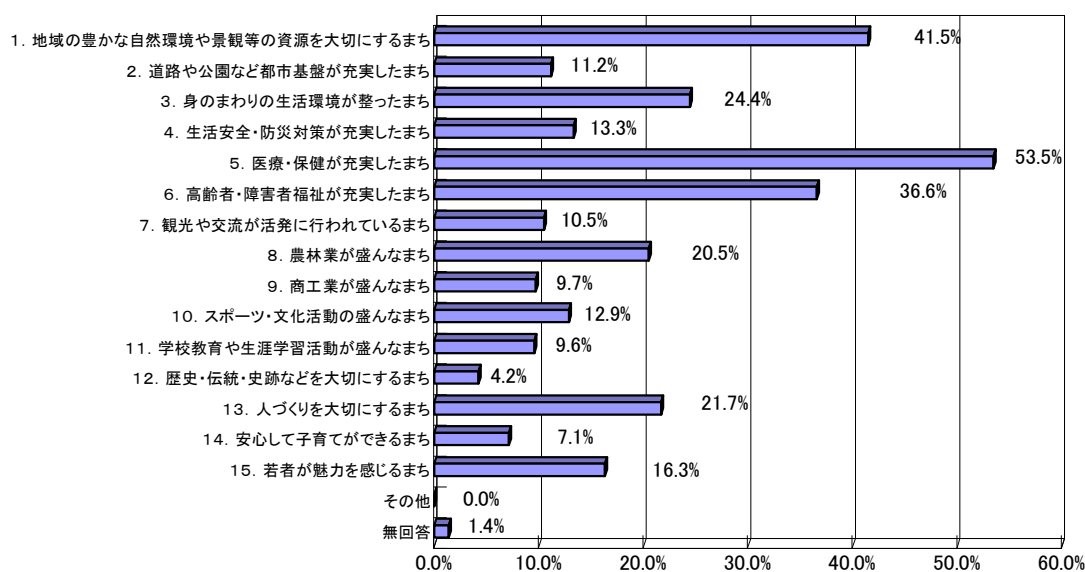
(2) 調査結果

①合併した時の望まれる新市のイメージについて

「医療・保健が充実したまち」が最も多く、50%以上となっています。

次いで、「地域の豊かな自然環境や景観等の資源を大切にするまち」（約42%）、「高齢者・障害者福祉が充実したまち」（約37%）となっており、保健・医療・福祉の充実を求める声が多くなっています。

図 新市のイメージ



※複数回答

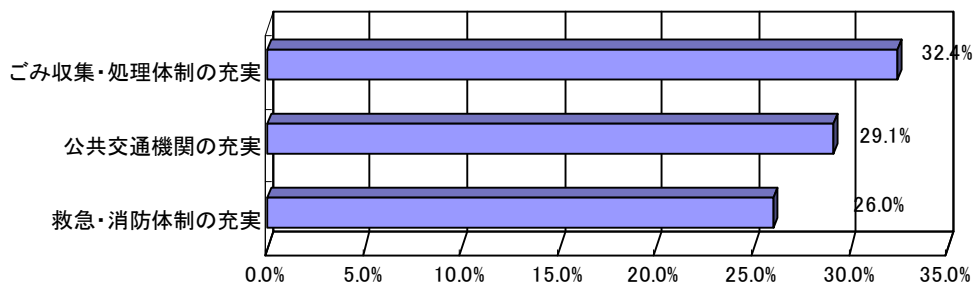
②合併した時に優先して取り組むべき施策について

A. 生活基盤の分野

「ごみ収集・処理体制の充実」が最も多く、約32%となっています。

次いで、「公共交通機関の充実」（約29%）、「救急・消防体制の充実」（約26%）となっています。

図 生活基盤の分野



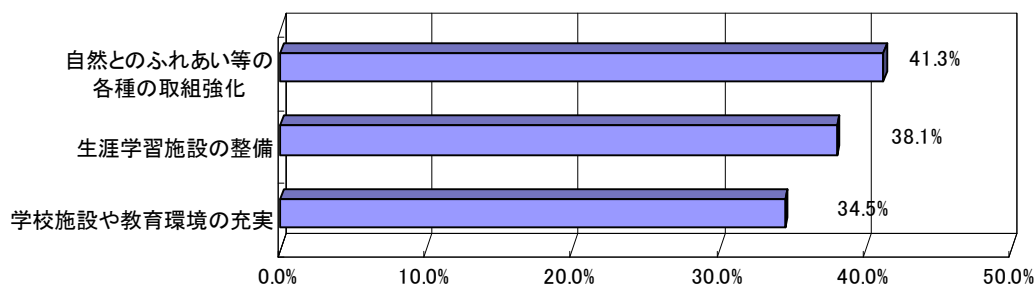
※ 複数回答 上位3項目抜粋

B. 教育・文化の分野

「自然とのふれあい等の各種の取組強化」が最も多く、約41%となっています。

次いで、「生涯学習施設の整備」（約38%）、「学校施設や教育環境の充実」（約35%）となっています。

図 教育・文化の分野



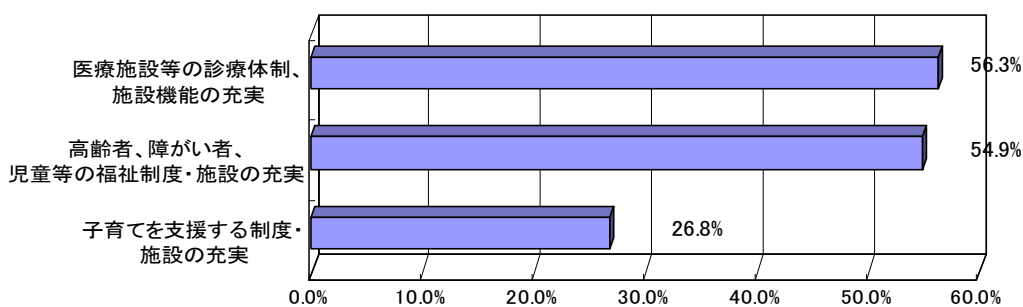
※ 複数回答 上位3項目抜粋

C. 保険・医療・福祉の分野

「医療施設等の診療体制、施設機能の充実」が最も高く、約56%となっています。

次いで、「高齢者、障がい者、児童等の福祉制度・施設の充実」（約55%）、「子育てを支援する制度・施設の充実」（約27%）となっています。

図 保険・医療・福祉の分野



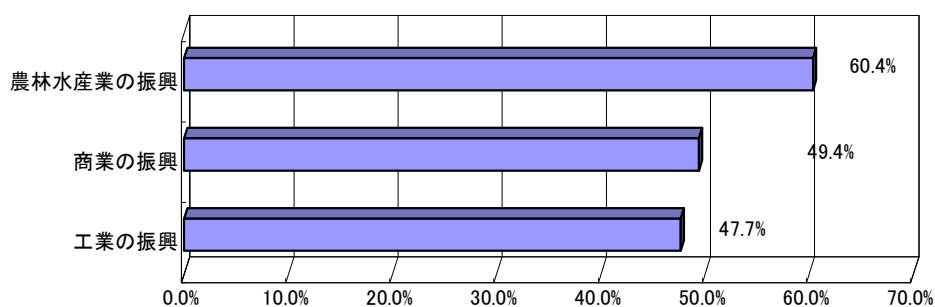
※ 複数回答 上位3項目抜粋

D. 産業の分野

「農林水産業の振興」が最も高く、約60%となっています。

次いで、「商業の振興」(約49%)、「工業の振興」(約48%)となっています。

図 産業の分野



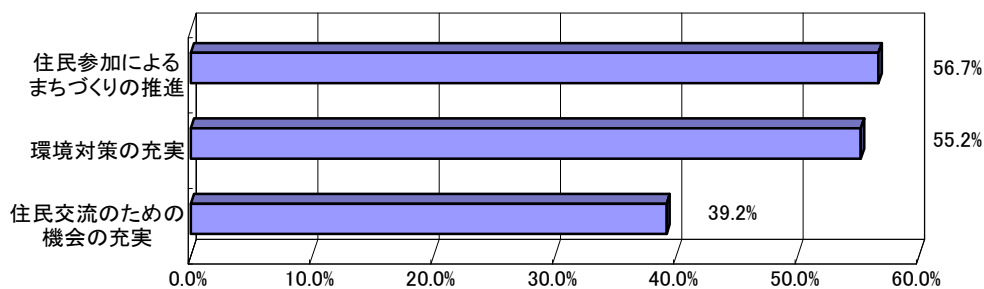
※ 複数回答 上位3項目抜粋

E. 住民参加の分野

「住民参加によるまちづくりの推進」が最も高く、約57%となっています。

次いで、「環境対策の充実」(約55%)、「住民交流のための機会の充実」(約39%)となっています。

図 住民参加の分野



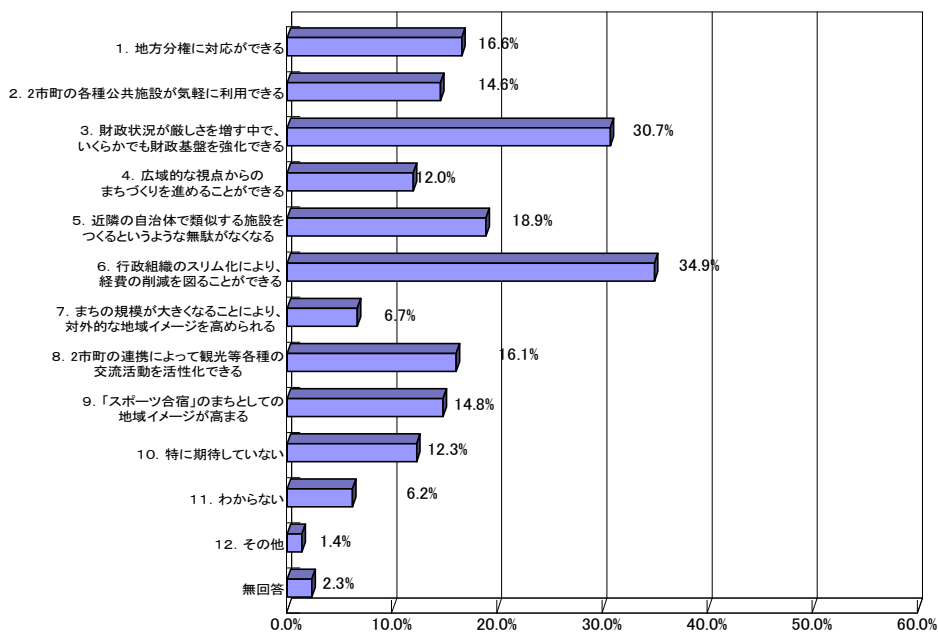
※ 複数回答 上位3項目抜粋

③合併したときに期待することについて

「行政経費を削減できる」が最も多く、次いで「財政基盤を強化できる」となっており、これらは共に30%を超えています。

以下、「類似施設をつくるような無駄がなくなる」(約19%)、「地方分権に対応できる」(約17%)など、効率的な行政運営を期待する声が多くなっています。

図 合併したときに期待すること



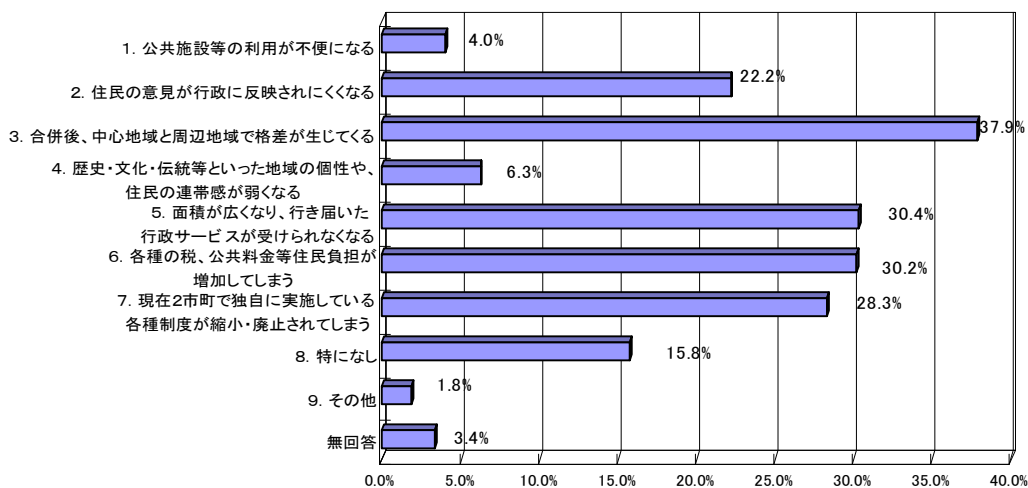
※ 複数回答

④合併したときに不安に感じることにについて

「中心地域と周辺地域で格差が生じる」が最も多く、約38%となっています。

次いで「面積の拡大によって行政サービスが行き届きにくくなる」、「税・公共料金の増加」が共に30%を超えていて、行政サービスや住民負担などに対する不安の声が多くなっています。

図 合併したときに不安に感じることに



※ 複数回答

⑤自由回答

自由回答の内容について、大きく8分野に分類しました。このうち、「具体的な要望」(24%)、「新市のイメージ・夢」(22%)、「行財政」(20%)について、多くの意見が寄せられました。

これらの意見の一部を以下に抜粋します。

図 分野別割合

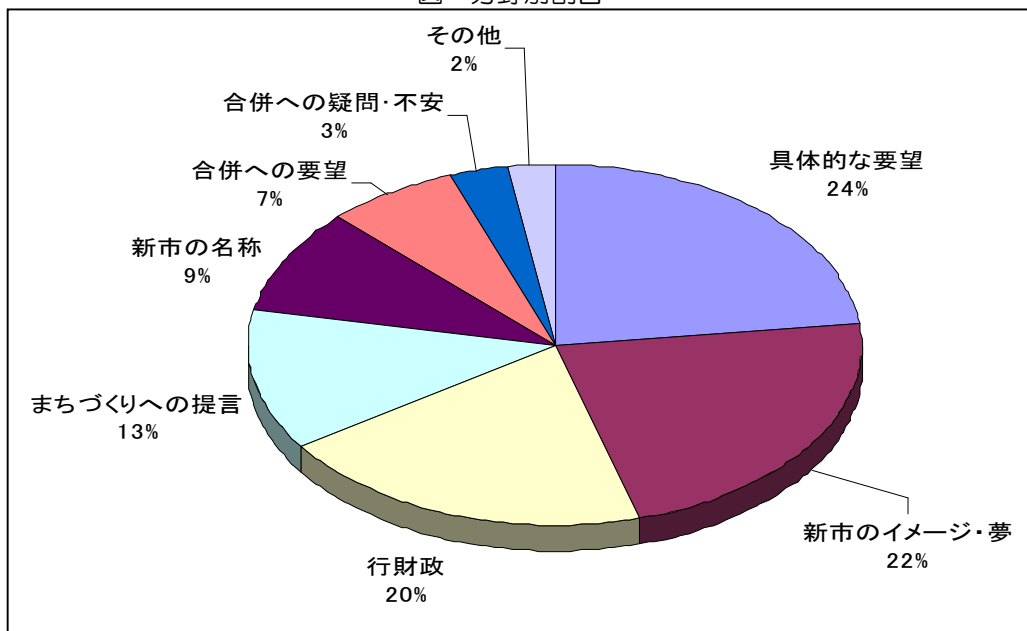


表 自由意見の抜粋

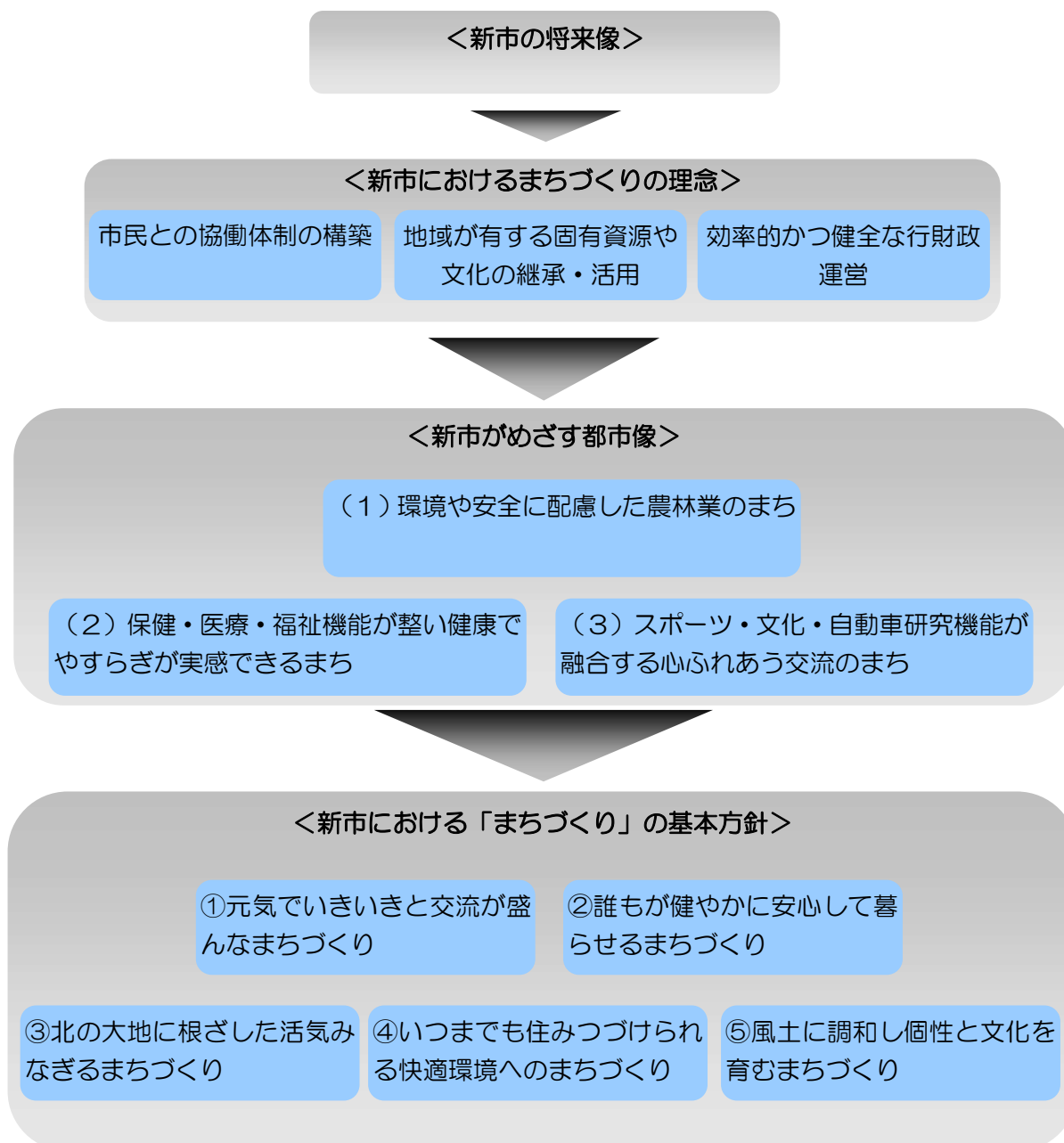
区分	内容
具体的な要望	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療の施設や設備の充実、体験交流などのふれあい強化。 年に何回かイベント等をもうけ、両市町の交流を図ることが大切。
新市のイメージ・夢	<ul style="list-style-type: none"> すばらしい町になるよう市民一体となって協力しあう町であってほしい。 大自然に恵まれたこの環境を生かし住みよい町を期待しています。
行財政	<ul style="list-style-type: none"> 将来のために経費削減し、市町民に負担が最小にとどまるような政策をとことん考えて欲しい。 今後の厳しい地方自治体運営を、合併による合理化で乗り切って欲しい。
まちづくりへの提言	<ul style="list-style-type: none"> 合併を目指し、お互いが持っているまちづくりの「素材」を大切に「地道に着実に」個性豊かで恵まれた自然を大切に良い町を作って欲しい。 合併して少しでも今より良くなるよう期待と希望を持っています。
新市の名称	<ul style="list-style-type: none"> 新市の名称については町民市民の声をきいて決定して欲しい。 新市の名称について、土別市と朝日町の縁のある名前をつけて欲しい。
合併への要望	<ul style="list-style-type: none"> 二つの市と町が合併して少しでもマイナスにならないように願う。特に若い人の声をとりあげて活性化させてください。 地域格差のない町づくり。行政組織が拡大して経費が大きにならないように。
合併への疑問・不安	<ul style="list-style-type: none"> 合併しても近い将来人口2万を切るのので何も希望をもてない。 別に合併しても何も変わらないと思う。

3. 新市の将来像

流域延長約 256km と北海道第二の長流を誇る朔北の大河「天塩川」の源流域に位置する新市において、広大かつ貴重な自然資源や社会資源・人的資源を礎に、地域の潜在的な可能性を最大限に活用しながら、市民はもとより、訪れる人々にも真のゆたかさが感じられるまちづくりを目指します。

「天塩の流れとともに 人と大地が躍動する すこやかなまち」

■新市の将来像から基本方針へのフロー



(参考) 一2市町の総合計画における将来像等の記載内容

項目	士別市	朝日町
名称	第4次士別市総合計画	第3期朝日町総合振興計画
計画期間	H9年度～H18年度	H15年度～24年度
将来像	「緑ゆたかで活動力あふれるまち」 一天塩の流れ 雲の丘 未来をみつめ 人つどうまち 士別一	人のぬくもり 自然の恵み 暮らしが 元気“朝日町”
まちづくり の課題	①長寿社会の到来 ②国際化の進展 ③多様な価値志向社会への対応 ④高度情報化社会への対応	①人口減への対応 ②農業の振興 ③生活環境の整備 ④地域福祉の充実 ⑤自然資源の有効活用 ⑥人材の育成 ⑦町内外の交流 ⑧町民参加
まちづくり の基本理念 等	①住民福祉の向上と地域の「活力・活性化」の創造 ②「交流」、「定住環境」、「人づくり」と「再発見」の4つの視点を大切にしたまちづくりへの取り組み	①人が活きるまち ②自然が活きるまち ③文化が活きるまち
施策の大綱 等	①健康で心ゆたかに暮らせるまちづくり ②北の大地に根ざした活気みなぎるまちづくり ③風土に調和し個性と文化を育むまちづくり ④緑と潤いある快適環境へのまちづくり ⑤計画の推進に向けて	①彩り豊かな朝日町(生活基盤・生活環境) ②まちが元気な朝日町(産業・経済) ③ともに支えあう朝日町(保健・医療・福祉) ④人が元気な朝日町(教育・文化・スポーツ) ⑤みんなで創る朝日町(参加・交流・行政)

4. 新市におけるまちづくりの理念

少子高齢社会の到来という経済社会構造が大きな転換点を迎えたなかで、新市のまちづくりにあたっては、時代の流れや広域的な動向、変化する市民ニーズに柔軟に対応し、誰もが「このまちに住んでよかった」と思えるような愛着のもてるまちづくりが求められています。

このためにも、明るく住みよいまちの実現に向け、市民一人ひとりがまちづくりの主役となり行政とともに力を合わせ、双方連携の「協働」を基本に、地域特性を活かした新しい「まち」を創造していくことが大切であり、新市における将来像の実現に向けて、次の3つの基本理念を設定します。

基本理念 1

「市民との協働体制の構築」

新市の建設を契機とした、今後における持続的かつ安定的な地域の発展には、市民と行政が共に理解を深め、時には分担し合い、そして責任を持ちながら、共に積極的にまちづくりに参加していく「協働体制」の構築が不可欠です。

このため、市民一人ひとりが自己の責任と価値観にもとづきまちづくりの主役として市政に参画できるよう「住民自治」を基に、地域コミュニティの連携強化を図りながら市民と行政の「協働」の視点による新しいまちづくりを目指します。

基本理念 2

「地域が有する固有資源や文化の継承・活用」

天塩川源流域に位置する2市町は、今日まで多くの先人たちのたゆまぬ努力により、道北地方における主要都市として、また自然ゆたかなまちとして発展を遂げてきました。新市になってもこれまでのまちづくりの蓄積を大切に、合併による相乗効果を発揮していくことが必要です。

地域に存在する自然資源や社会資源、また人的資源やネットワーク等の有効活用を図るとともに、現在2市町が有する文化・伝統についても継承・活用を図り、市民がともに誇りに思うことができるまちづくりを目指します。

基本理念 3

「効率的かつ健全な行財政運営」

時代の大きな流れである地方分権の本格的な到来により、市町村の責務は一層大きくなると同時に、自ら考え、自ら行動するなかで、自立したまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

今後の行財政運営にあたっては、市民ニーズの的確な把握を行いながら、限られた財源の中で、より効果的で効率的な運営を図り、真に市民の期待に応えられる行政サービスの提供を目指します。

5. 新市がめざす都市像

(1) 環境や安全に配慮した農林業のまち

質の高い農産物を生み出すことが可能な気象条件と高度な技術力を活用し、環境や安全に配慮した農林業の産地形成を推進します。

「まち」の基幹産業である農林業の力強い発展や環境の保全、さらにはやすらぎと魅力ある農村づくりに向け、「土づくり」にあわせ景観形成に役立つ休閑緑肥の導入など、有機肥料を主体とした資源循環型農業を展開し、生産物の加工・流通機能の高度化や食を楽しむ場の創出を軸とした地産地消システムの導入、大都市圏への供給システムの構築等に努め、より安全・安心な食の産地としてのイメージが確立したまちを目指します。また、森林は貴重な自然資源であり、この自然の保全・保護・活用により、経済活動の場、憩いの場としての整備を図ります。

(2) 保健・医療・福祉機能が整い健康でやすらぎが実感できるまち

少子高齢化の進展により、子育てや高齢者を取り巻く環境も大きく変化しており、子育て支援や高齢者、障害のある人への支援、さらに健康づくり等の取り組みを進めるなかで、市民が安心して暮らすことができるよう、地域内の保健・医療・福祉の連携の強化や多様なサービスの提供に努めます。また、予防医療や健康づくりに対する意識の醸成とともに、救急医療体制の充実を図るなど、健康でやすらぎが実感できるまちを目指します。

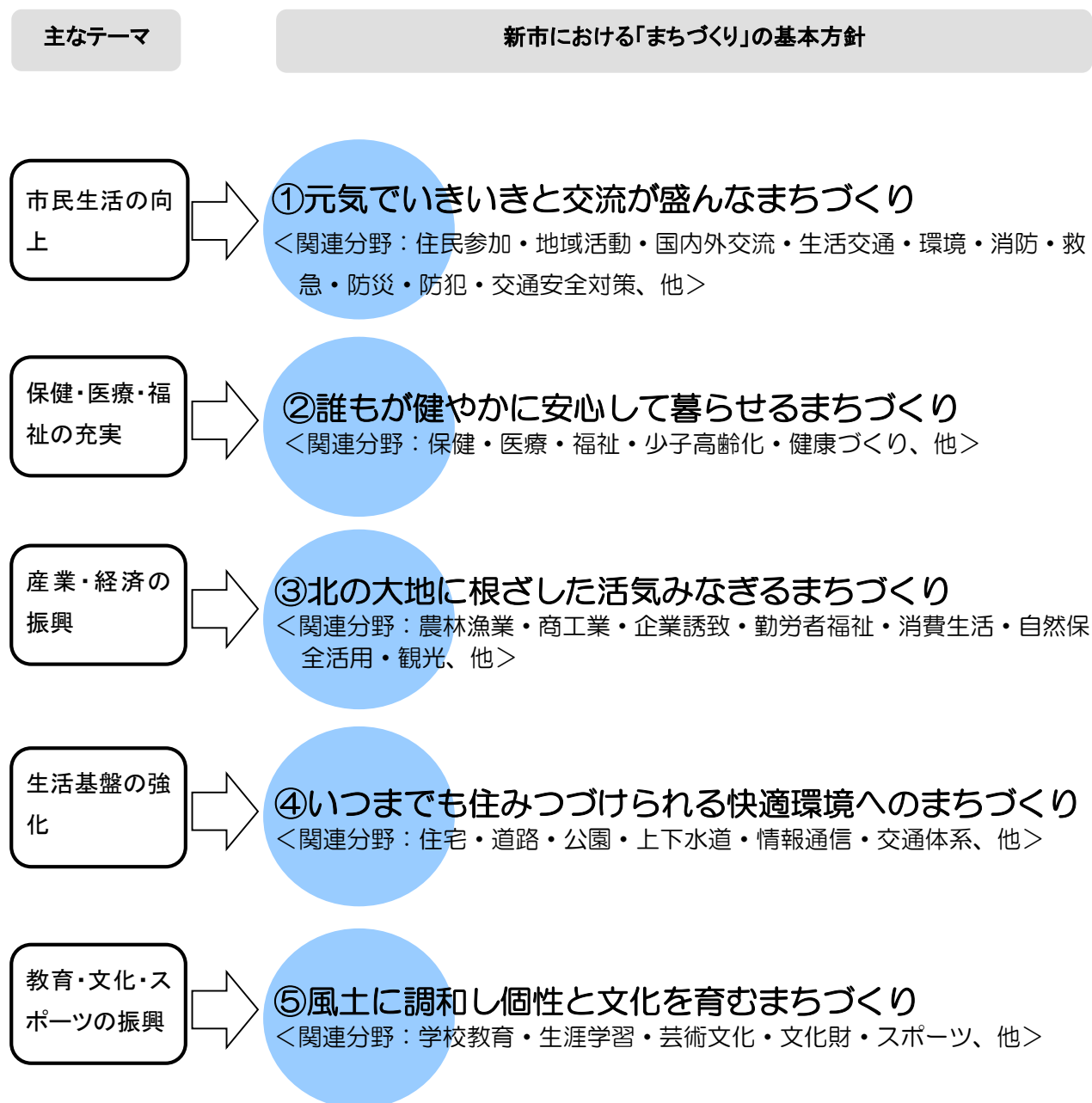
(3) スポーツ・文化・自動車等研究機能が融合する心ふれあう交流のまち

本地域では優れたスポーツ施設や文化施設を有し、さらに積雪寒冷な気候を活かした自動車等の試験・研究施設が立地していることから、心やすらぐ自然環境を活用して合宿や滞在機能を強化し、四季それぞれに多様な人々の合宿・体験が可能なまちであることを内外に広く発信します。

一流のアスリートや芸術家、研究者の訓練・研修の場を提供すると同時に、市民との交流機会を高め、道北の主要都市にふさわしいスポーツ・文化そして自動車等の寒冷地試験・研究機能が融合する心ふれあう交流のまちを目指します。

6. 新市における「まちづくり」の基本方針

新市における将来像や「まちづくり」の理念の実現に向けて、分野ごとのまちづくりの基本方針を次のとおり定めます。



(1) 元気でいきいきと交流が盛んなまちづくり

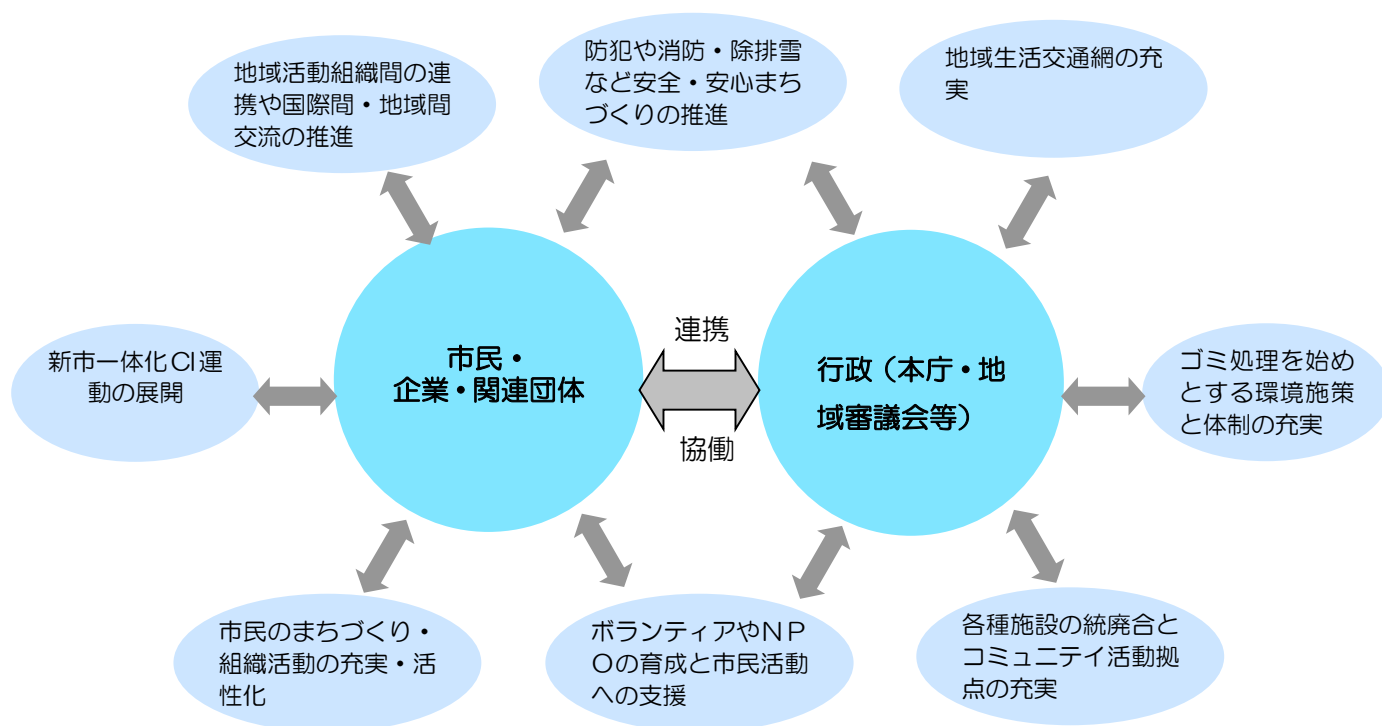
近年、ライフスタイルの変化や生活環境の向上等により、人々の意識は物質的なゆたかさから「質が高く、ゆとりを実感できる」ゆたかさを求める傾向に変化しています。また、自らの責任と判断でまちづくりを進める分権時代にあって、市民と行政の「協働体制」の確立や各団体の自主的な地域づくり活動が求められています。

合併をひとつの契機に、市民一人ひとりが自己の責任と価値観にもとづきまちづくりの主角として市政に参画できるよう「住民自治」を基に、地域コミュニティの連携強化を図りながら市民と行政の「協働」の視点による新しいまちづくりを目指します。

また、市民の連帯意識や長年培ってきた地域への愛着を大切にしながら、ふれあいや交流機会の充実、ボランティアやNPOの育成と支援など、多岐にわたる分野での地域活動活性化の仕組みづくりを進めていきます。

さらに、異なる団体、地域との交流は、産業や文化をはじめ市民生活に大きな影響を与え、地域社会に新たな活力を創造するものであり、これまで両市町が築いてきた国内外との交流機会を充実させ、交流が盛んなまちづくりに取り組んでいきます。

一方、生活様式の変化や都市化の進展によってニーズが高まっている、市民生活に係わりの深いごみ処理などの環境施策や、消防・救急をはじめとする防災・防犯・交通安全対策、さらに地域生活交通網の充実に努め、誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいきます。

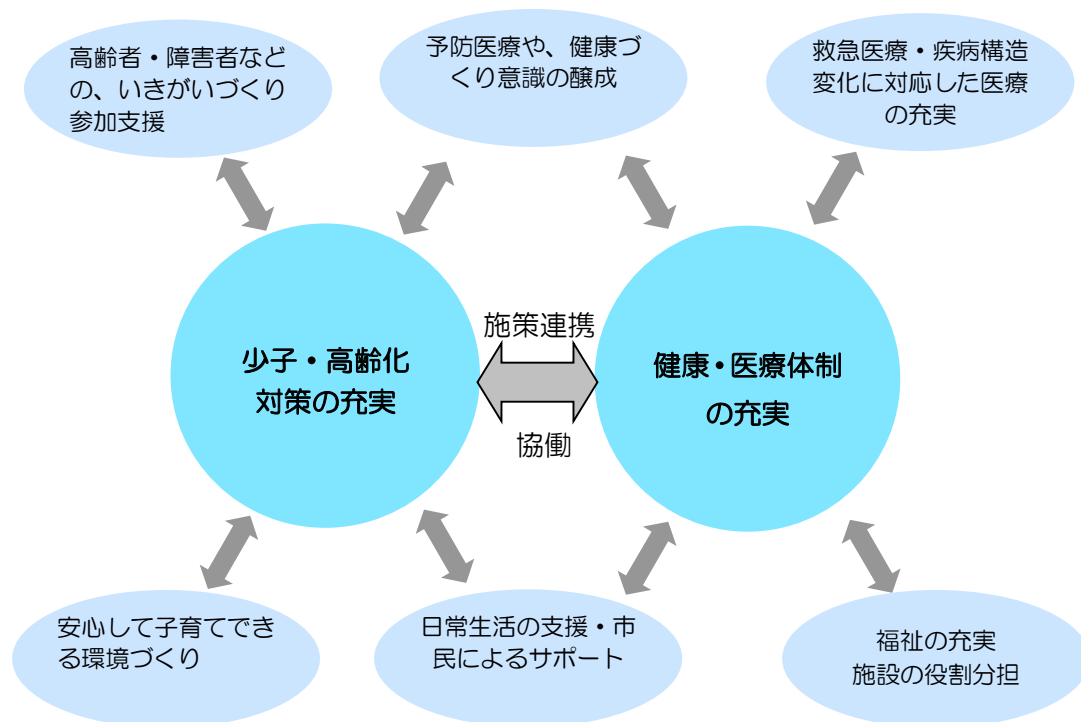


(2) 誰もが健やかに安心して暮らせるまちづくり

少子高齢化の進展により、子育てや高齢者を取り巻く環境も大きく変化しており、子育て支援や高齢者、障害のある人への支援、さらに健康づくり等の取り組みを進めるなかで、市民が安心して暮らすことができるよう、地域内の保健・医療・福祉の連携強化や適切な役割分担のもと多様なサービス体制を確立しなければなりません。

健康で安心して暮らせることは、市民すべての願いであり、このためにも、地域内の保健・医療・福祉体制の連携を強化する中で、医療ニーズの多様化や疾病構造の変化に対応できる診療体制の充実、予防医療や健康づくりに対する意識の醸成とともに、救急医療体制の充実を図るなど、健康でやすらぎが実感できるまちを目指します。

また、行政のみならず企業や地域の協力による施策展開や、高齢者や障害者が積極的に社会参加することができ、生きがいのもてる体制づくりを行うとともに、ボランティア活動の支援やNPOの育成などを通じて、「協働」の視点を大切にしながら、誰もが健やかに安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいきます。



(3) 北の大地に根ざした活気みなぎるまちづくり

両市町は、豊かな水や肥沃な大地の下に、開拓以来、稲作・畑作・畜産を中心とした農業と林業・木材産業を基幹産業として発展してきましたが、今後とも、国際競争や地域間競争に対抗できる足腰の強い経営基盤を確立することが不可欠です。

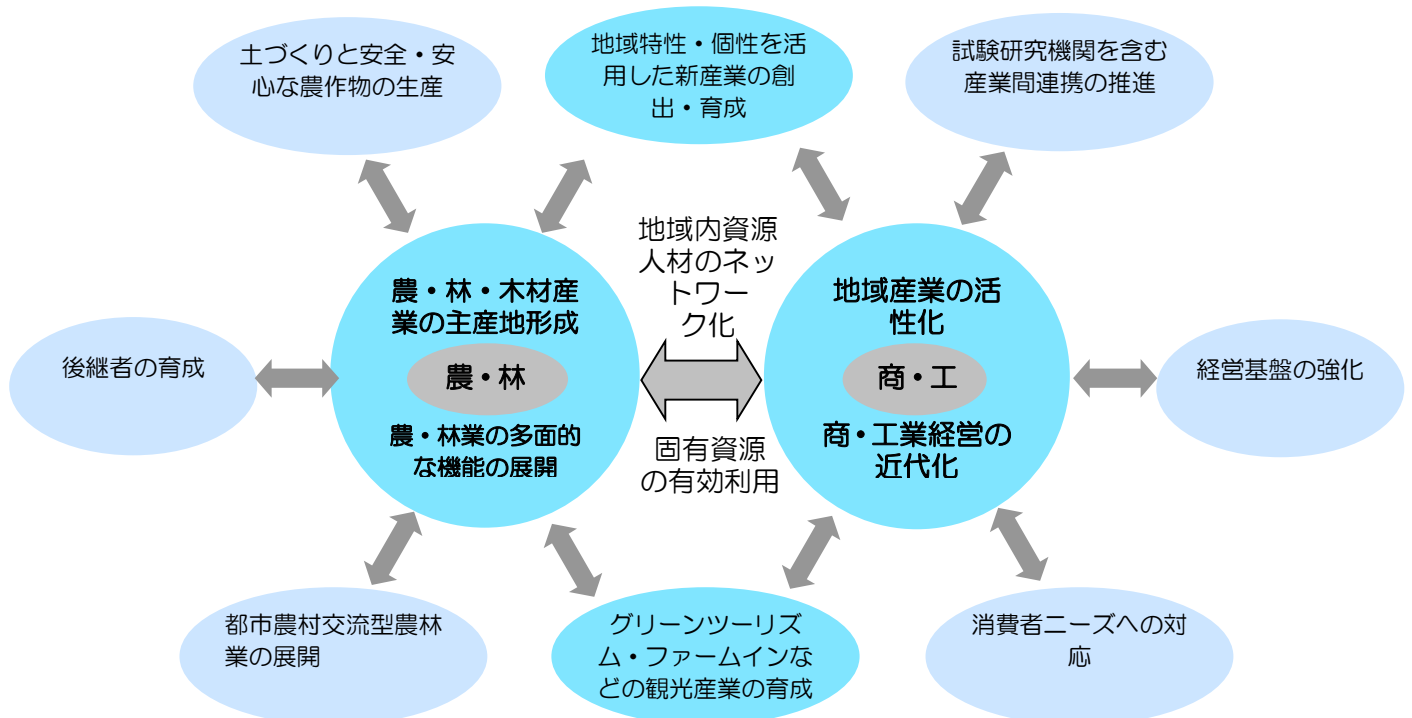
このためにも、「土づくり」を基本に安全で良質、良食味な農畜産物の生産に努め、また、意欲的な担い手の確保・育成、消費者との交流など、環境と調和した農業・農村のシステムの確立に努めていきます。また、「グリーンツーリズム」や「ファームイン」など、農業・農村体験の機会を通して都市住民との交流の場を創出していきます。

一方、水源かん養、国土保全、森林と人との共生など森林の持つ多面的な機能と自然環境に配慮しながら質の高い森林を造成し、計画的な木材供給を行うことにより、林業・木材産業経営の発展と担い手育成を図ります。

商工業の振興は、雇用機会の拡大と都市的機能を高める上で重要です。このためにも、経営者の意識の高揚や経営の近代化、個店の個性化を促進するとともに、消費者ニーズに即したサービス体制を確立するなど、魅力ある商店街づくりに努めます。また、意欲的な事業者や起業者に対し、生産性の向上に結びつく助成や融資制度の拡充を図るなど、地域に根ざした企業の育成に努めます。

さらに、土別市では、積雪寒冷の自然条件の下、自動車関連試験研究施設が立地しており、これら試験研究施設とのさらなる連携強化を図るとともに、各産業間の横断的なネットワーク構築による地域産業の活性化や製造業種等の新産業の創出を図っていきます。

観光の振興では、「羊と雲の丘」、「天塩川」、「岩尾内湖」や「天塩岳」などのゆたかな自然を活かした観光開発を図るとともに、「グリーンツーリズム」などによる独創的な体験型・滞在型観光の創造に努めます。



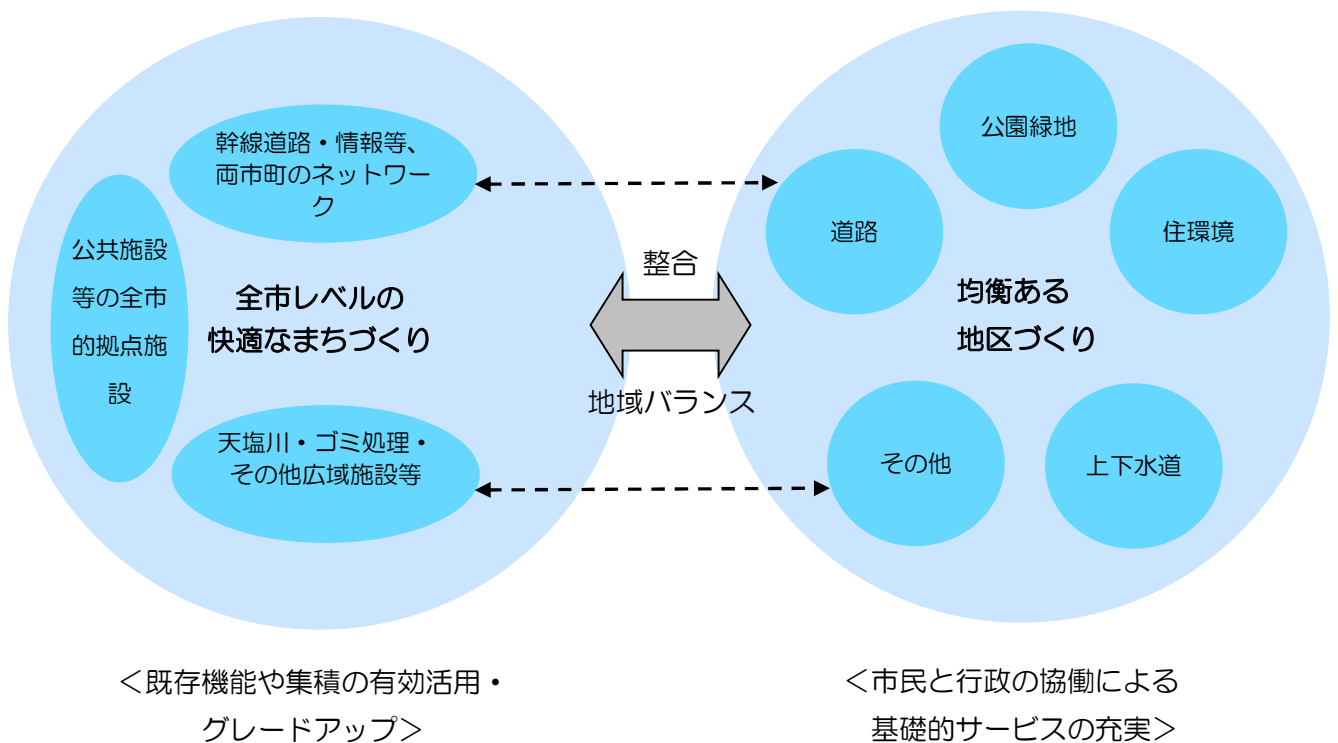
(4) いつまでも住み続けられる快適環境のまちづくり

新市は、天塩岳を源流とする北海道第2の長流、朔北の大河「天塩川」が流れ、行政面積は約1,100km²と上川管内の1割以上を占める大きな「まち」となります。このように、広い行政面積を有する新市では、全市レベルの取り組みを推進するとともに、地区レベルのきめ細かい対応を行っていくなど、個性的で均衡ある地区づくりに向けて、総合的かつ計画的な取り組みが不可欠です。

この地に暮らす市民が、いつまでも安心して住み続けられる生活環境の整備に向けて、2市町における道路交通網の整備をはじめ、身近な公園緑地や上下水道の整備、公営住宅の整備、あるいは冬期間の除排雪対策など基礎的サービスの充実や、市民の余暇活動ニーズの増大に対応したレクリエーション施設等の整備を進め、全市全町レベル・地区レベルそれぞれに対応した文化活動や市民活動のための環境整備が進められてきました。

今後、新市になっても、地域の人々がこれまで以上に便利で快適な生活が営めるよう、全市と各地区双方のバランスに配慮しながら、道路・公園・下水道・公営住宅などの生活基盤施設の充実を図っていきます。

また、通信についても、高度情報化社会の到来とともに、市民や企業のニーズも一層高度化・多様化しており、利便性と信頼性の高い情報通信システムの確立に努めていきます。



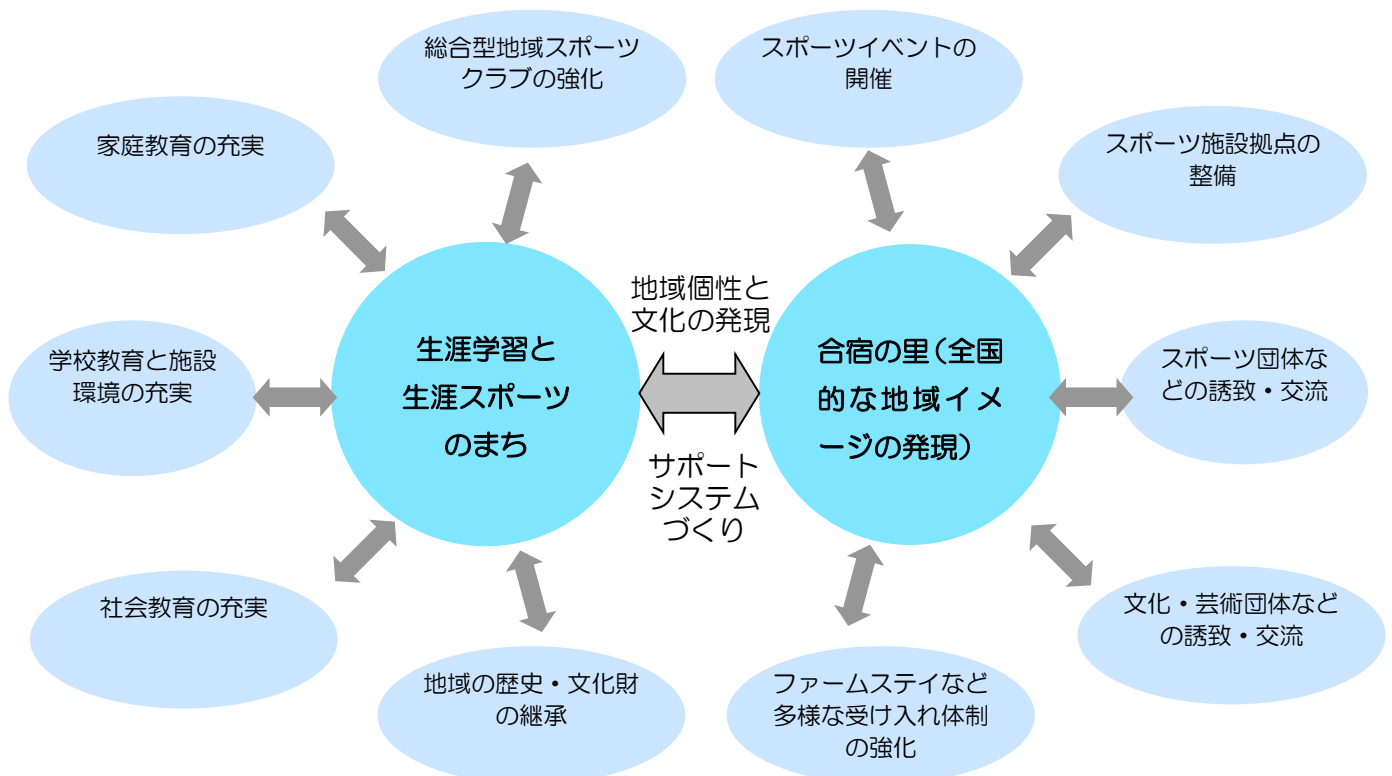
(5) 風土に調和し個性と文化を育むまちづくり

少子高齢化の進展や社会・経済環境の広域化・グローバル化、高度情報化など、社会構造が急激に変化し、生活スタイルの変化や一人ひとりの個性の重視、さらには余暇時間の増大等の時代背景の下で、よりゆたかな人生をおくるために、「だれも」が「いつでも」「どこでも」「だれとでも」学ぶことができる環境づくりが求められています。

このためにも、家庭教育、学校教育、社会教育それぞれが十分な役割を果たしていくことはもとより、総合的な見地に立った生涯学習活動の実践を推進していくとともに、地域の現状に即した学習機会を提供していくことにより、スポーツ活動の推進や健康の維持増進、文化芸術活動や国際交流を活発化させ、あらゆる市民活動の活性化に努めていきます。

健康増進や体力づくりを目的としたスポーツ活動も一段と活発化しており、こうしたスポーツ・レクリエーションへのニーズに応えるためにも、「総合スポーツセンター」をはじめとする施設の整備拡充を図るとともに、地域のクラブや団体等の育成・強化や充実に努めるなど、生涯スポーツの環境づくりを進めます。あわせて、両市町が今日まで取り組んできたスポーツ・文化団体の合宿受入れ態勢を一層整え、新市におけるまちづくりの大きな柱の一つとなる「合宿の里づくり」に取り組んでいきます。

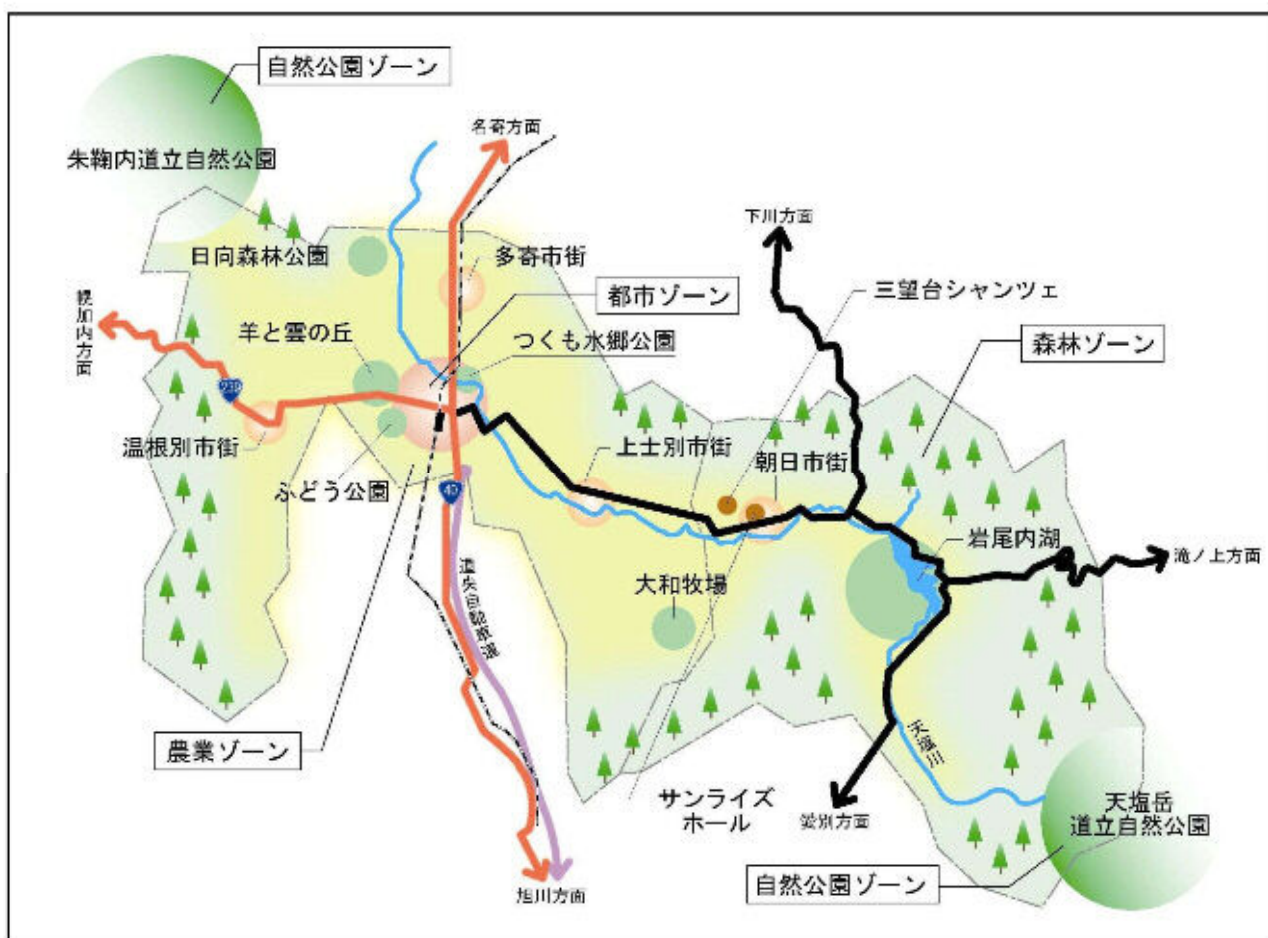
また、だれもが自由に生涯学習活動を実践できる環境とシステムの構築をめざして、生涯学習活動の普及・啓発活動の展開や情報提供あるいは相談機能の充実など、各種施設・設備の充実を図るとともに、活動をサポートしていくシステムづくりなど、個々のニーズに合った多様な学習環境の整備に努めていきます。



7. 土地利用の方向性

- 都市ゾーン：土別市の市街地であり、今後も都市計画マスタープラン等の計画にもとづき中心市街地の活性化や、新市における全市レベルの都市機能の集積を図るゾーンとします。
- 農業ゾーン：農業振興地域整備計画等の計画にもとづき、地域の基幹産業として安全・安心な食料の供給を図るとともに、拠点集落における良好な農村環境づくりに努め、景観や環境との調和に配慮した農業の展開など多面的な活用を図っていきます。
- 森林ゾーン：森林施業の計画的推進とともに、森林の持つ多面的な機能を活用した、人々にやすらぎを与える空間を提供していきます。
- 自然公園ゾーン：天塩岳道立自然公園・朱鞠内道立自然公園として自然資源の保全に留意しながら、自然とのふれあい場としての活用を図っていきます。

図 新市のゾーニング



第4章

新市の重点的取り組み事項

第4章 新市の重点的取り組み事項

1. 「環境にやさしい循環型地域農林業」への取り組み

<基本的考え方>

米作を中心として多彩な農産物を生産する農業と、国有林を中心として生産展開が行われてきた林業を今後とも地域の基幹産業に位置づけ、安全安心な食の提供と優良材の主産地づくりをめざします。

<主な視点>

- 地域農業の担い手の育成
- 安全安心な農産物の提供
- 環境に配慮した農業の展開
- 林業・木材産業の振興
- グリーンツーリズム※の推進

2. 「やすらぎのまち創造」への取り組み

<基本的考え方>

少子・高齢化の進行に伴い、市民が健康で生きがいを持って住み慣れた地域でスポーツや文化芸術活動に親しみ、健康で安全かつ安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉をはじめ文化・産業・居住・交通などの施策を連携させたやすらぎのまちづくりを推進します。

<主な視点>

- 健康づくりと生涯学習の展開
- 福祉施設の充実
- 移動を支援する交通手段の確保
- 病院機能の充実と救急及びリハビリ※体制の確立
- 多様な居住環境づくり
- 安全で安心できるまちづくり

3. 「全国に誇る合宿の里形成」への取り組み

<基本的考え方>

陸上やスキー競技における超一流のアスリート※が集う新市の合宿機能を一層充実させるとともに、スポーツのみならず、演劇・音楽など多様な種類の活動を行う多世代の人々が四季を通じて集い、市民とふれあい交流する、全国に誇ることのできる「合宿の里づくり」をめざします。

<主な視点>

- 四季を通じた多様な合宿の誘致
- 市民が主体となった活動の充実
- 合宿の里としての地域イメージの発現
- スポーツ・文化の合宿機能の強化
- スポーツ・文化交流の推進
- 合宿の里づくりを通じた地域経済の振興

※グリーンツーリズム：農村地域などに滞在し、自然・文化・人々との交流を楽しむ余暇活動
リハビリ：リハビリテーションの略、総合的な医療的訓練
アスリート：運動選手、特に陸上競技の選手

第5章

新市の主要施策

第5章 新市の主要施策

1. 元気でいきいきと交流が盛んなまちづくり

(1) 市民協働によるまちづくりの推進

市民と行政が相互の信頼関係のもとに協働のまちづくりを進めるために、市民が自らの力を地域で発揮できる気運を醸成・支援し、市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながらまちづくりを推進するシステム※をつくりまします。

新市のまちづくりのテーマを市民と共に一体となって具現化するとともに、内外に広く周知するため地域C I 運動※を展開します。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、行政と市民や関係団体、企業が一体となった取り組みを進めます。

施策の体系	
協働のまちづくりの推進	協働のまちづくり意識の啓蒙・啓発 まちづくりふれあいトークの開催 情報の公開と共有化の推進 まちづくりへの市民参加の促進 地域C I 運動の展開 ボランティアやNPOの育成と市民活動への支援
男女共同参画社会の実現	行政の推進組織体制の強化 指導者養成及び啓蒙・啓発活動の実践

(2) 地域社会づくり（コミュニティ※）の推進

地域に暮らす住民の自主的な活動や気軽に参加できる様々な事業を通して、地域の連帯感を醸成し、住民主体による地域社会（コミュニティ）づくりの高揚に努めます。また、活動の中心的な役割を担うリーダーの養成と確保に努めます。

さらに、コミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンター整備にかかる適正な助成を行い、地域活動の場の確保に努めます。

施策の体系	
地域社会づくり（コミュニティ）の推進	住民主体のコミュニティ意識の高揚 コミュニティ活動を推進するうえでのリーダー養成・確保 コミュニティセンターの整備推進

※システム：方式・体系

C I 運動：わが町を良く知り、その特性を活かしたまちづくりを進めること

コミュニティ：近隣住民などで構成される地域社会

(3) 地域内外交流の促進

異なる団体や国・地域との交流は、産業や文化をはじめ市民生活のさまざまな分野に影響を与え、地域社会に新たな活力を創造する源であることから、これまで両市町が築いてきた教育・文化・スポーツなどの国内外との交流やふるさと出身者の会等との交流機会を更に充実させ、合宿の里づくりはもとより、グリーンツーリズムの理念に基づく交流や海外との交流を推進するなど、地域内外との交流が盛んなまちづくりを進めます。

施策の体系	
ふれあい交流の里づくり	グリーンツーリズムの理念に基づく都市と農村の交流 ふるさと出身者の会などを通じた多様な交流の推進 合宿の里づくりを通じた多様な交流の推進
地域間交流の推進	青少年の教育交流の推進 文化スポーツ交流の推進 友好姉妹都市を中心とした地域間交流の推進 地域・国際交流の促進

(4) 地域生活交通網の充実

地域住民の身近な公共交通機関である鉄道及び路線バスの利便性の向上と効率的な運行を図りながら、その利用促進と路線の維持に努めます。

なお、高齢者や学生をはじめとする多くの市民の足として欠かすことのできない地域生活バス路線については、現在の運行路線の維持を基本に、より効率的な運行体系を構築していくとともに、コミュニティバス※、乗り合いタクシー※・地域サポート交通※など新しい地域交通の運営システムの研究を進めます。

施策の体系	
地域生活交通網の整備	運行利用者サービスの向上 ダイヤの充実 地域生活バス路線の効率的な運行体系の整備 市民利用の促進 新しい地域交通運営システムの研究

(5) ゴミ処理をはじめとする環境施策と体制の充実

再利用の奨励や過剰包装の抑制、適正な自家処理と地域内リサイクル※の推進等により、ゴミの発生量・排出量の抑制を図るとともに、市民・事業者・行政が一体となって徹底した分別・リサイクルを推進し、環境への負荷の少ないゴミ処理体制を確立しながら、「循環型社会※」の形

※コミュニティバス：運行ダイヤ等の利用し易さに配慮した地域密着型のバス
 乗り合いタクシー：地域の便利で身近な交通手段として、タクシーを複数の利用者で乗り合う取り組み
 地域サポート交通：地域での生活や地域間の移動を支援する交通手段
 リサイクル：ゴミの再資源化
 循環型社会：環境負荷をできるだけ少なくする社会

成に努め、これら社会に対応した再利用施設・中間処理施設・保管施設・最終処分場と収集管理センター等を有機的に統合した、総合型ごみ処理施設の整備に努めます。

施 策 の 体 系	
ゴミの減量化とリサイクル化	ゴミの減量化とリサイクル化への市民意識の啓発 過剰包装の廃止・容器包装リサイクル法※に基づく再資源化 収集車両や機器等の整備
最終処分場等の整備	総合型ごみ処理施設の整備 環境センター（仮称）の整備
その他環境施策の展開	合併浄化槽の設置促進による河川環境等の水質改善 廃棄物処分場等からの汚水流出防止対策強化 環境基本計画の策定

（６）消防・救急体制の充実

火災発生時に的確に対応できる消防力の強化や、傷病者に対する応急処置の範囲拡大と高度化が求められる救急救助業務への対応を図るため、その拠点となる消防庁舎の改築と消防施設等の充実に努めます。

また、予防活動の一層の強化に向け、自主的防火組織の育成等を図りながら、市民の防火意識の高揚に努めます。

施 策 の 体 系	
消防力の強化	防火意識の啓発・民間防火組織の育成強化 タンク車・ポンプ車の整備 防火水槽及び上水道消火栓の計画的な設置 消防庁舎・消防団拠点施設等の整備
救急・救命体制の強化	高規格救急車両や救助工作車等の整備 応急処置のための資機材の充実 市民への応急処置方法等の普及 救命技術の向上

（７）地域防災体制の確立

風水害や地震等の各種災害に対して、市民の生命や財産を守り、その被害を最小限にとどめるため、予防・応急対策及び復旧など、防災の諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図ります。

※容器包装リサイクル法：容器包装廃棄物を減量化することを目的とした法律

施 策 の 体 系	
防災体制の強化	地域防災計画の見直し 広域的な防災協定による体制の強化 災害予防対策の推進 防災意識の高揚

(8) 防犯・交通安全対策の推進

多様化・複雑化する犯罪や暴力に対し、地域住民の防犯意識の効用を図るなど関係機関が連携を密にして、防犯対策を推進します。

また、交通事故のない明るく住みよい「まちづくり」のため、市民総ぐるみの交通安全運動に取り組みます。

施 策 の 体 系	
防犯体制の強化・防犯意識の高揚	生活安全活動に係わる関係団体の連携強化 街頭啓発や広報活動の推進
交通安全対策の推進	交通安全教育の推進、交通安全運動の強化 交通安全施設の整備

(9) 克雪対策の推進

北国の安全で快適な冬の生活を確保するため、国道・道道・市道の除排雪体制の一体的な機能強化を図るとともに、沿線住民の協力のもとに冬期交通の安全確保に努めます。

施 策 の 体 系	
冬期交通の安全性の確保	雪寒機械の更新整備 国道・道道・市道の除排雪体制の充実 融雪施設設置貸付制度の活用

2. 誰もが健やかに安心して暮らせるまちづくり

(1) 高齢者福祉の充実

すべての人が老後を安全で安心して過ごすことができる社会をめざして、地域ぐるみの福祉意識の高揚を図り、全ての市民が主体的に参加支援する高齢者に優しいまちづくりを進めます。

そのため、各種検診や健康づくり運動、生きがい活動や多世代間交流を積極的に推進するとともに、高齢者本人の希望を踏まえ、介護が必要となっても住み慣れた地域や家庭で暮らし続けることができる在宅福祉の充実を基本としながら、在宅での生活が困難となった場合でも適切な施設において生活できる施設福祉体制を推進するなど、高齢者が必要とするサービスを適切・迅速に提供できる体制の確立を図ります。

施 策 の 体 系	
高齢者の健康と生きがいづくり	健康の維持増進・意識啓発の推進 老人クラブなど高齢者の生きがい活動の推進 多世代交流の促進 地域の協力による高齢者の生活支援
高齢者福祉の充実	ホームヘルパー等の人材の確保と養成 在宅福祉支援サービスの充実 在宅介護支援体制の充実 特別養護老人ホーム等の施設拡充

(2) 児童福祉の充実

児童が心身ともに健やかに成長できるよう、保育環境の整備をはじめ、児童を取り巻く問題の早期解決に向けて、相談・指導體制の充実を図るなど、次世代育成支援行動計画に基づき総合的かつ計画的な児童福祉の推進に努めます。

施 策 の 体 系	
児童福祉の充実	児童の保育環境の充実 母子通園センターの充実 保育ニーズ※の多様化に対応した保育内容の充実 異年齢児童や高齢者との交流の促進 子育てサークル※の育成支援 児童福祉施設（保育所・児童館等）の整備 農村地区における学童保育の実施

※ニーズ：要求・需要 サークル：関心や趣味を同じくする人の集まり

(3) 母（父）子福祉の充実

生活基盤が不安定になりがちな母（父）子家庭については、心身の健全な発達を助長するとともに、家庭の社会的・経済的充実を図るため、自立に関する相談や指導・助成を推進するほか、就業を促進するなど支援対策の充実に努めます。

施 策 の 体 系	
母（父）子福祉の充実	児童間の交流の促進 公営住宅の確保と優先入居 就労等の相談・指導体制の充実 保育所などの利用しやすい環境づくり

(4) 障害者福祉の充実

ノーマライゼーション※の理念のもと、家庭や地域において自立した生活ができる社会づくりを基本に、在宅福祉、福祉施設や交流対策など、総合的な障害者福祉の展開を図り、さらに、障害者の自立と生活の安定のため、雇用の場の確保に努めるとともに、社会復帰に向けた活動を支援します。

施 策 の 体 系	
障害者福祉の充実	障害者向け公共住宅の整備など居住の支援充実 社会参加や社会復帰の支援 介護者の負担軽減策と施設の充実 障害者福祉施設の充実 重度障害者への支援活動の強化 障害者団体や支援組織の育成・障害者間交流の促進

(5) 地域福祉の推進

すべての市民が、こころ豊かに住み慣れた地域で共に暮らし支え合い、安全で安心した生活がおくれるよう、地域をはじめ市民、事業者や行政が互いに連携し、それぞれの役割を担う協働の取り組みにより、あたたかい福祉社会の創造に努めます。

施 策 の 体 系	
地域福祉の推進	福祉意識の高揚 社会福祉協議会など関係団体との連携強化 福祉団体活動の環境整備 ボランティア活動の推進

※ノーマライゼーション：高齢者や障害者も健常者と一緒に助け合いながら暮らすことが通常な社会であるという考えかた

(6) 健康づくりの推進

誰もが心身ともに健やかに暮らせるよう、母子保健の子育て支援をはじめ、成人・老人保健では各種健診事業や栄養改善事業などの実施はもとより、高齢社会に対応した認知症予防事業や転倒予防事業などの充実を図り、市民の健康増進に努めます。

施 策 の 体 系	
健康づくりの推進	母子保健対策の充実 成人・老人保健対策の充実 栄養改善事業の充実

(7) 地域医療体制の確立

市民がいつでも安心して、適切な医療が受けられるよう、医師をはじめとする医療従事者の確保に努めるとともに、医療機関と保健福祉関係機関との緊密な連携を図り、高齢社会に的確に対応したよりよい医療サービスの提供により地域医療体制の確立に努めます。

施 策 の 体 系	
地域医療体制の確立	市立病院の専門外来診療など診療体制の拡充 医師・看護師及び医療技術部門等のスタッフの確保 市立病院の各種高度医療機器の整備 医療機器のオープン化※や在宅医療の充実 疾病の早期発見のための各種健診の推進 訪問看護及び訪問リハビリテーション体制の確立 市立診療所の改築と医療機器の整備

※医療機器のオープン化：市立病院に設置されている医療機器を、市内開業医の診療に開放すること

3. 北の大地に根ざした活みなぎるまちづくり

(1) 農業の振興

(農 産)

本地域の農業・農村が、地域の貴重な財産として安定的に発展していくために、本地域特有の自然条件に適合した土づくりと生産体制の構築を基本として安全で良質な農産物の生産に努めるとともに、景観や環境との調和にも配慮した持続可能な農業を推進します。

農業が魅力ある職業として選択できるよう条件整備とともに、農村女性や高齢者を含む市民がそれぞれの立場において農業に携われる環境づくりに努めます。

また、消費者との交流や、新商品の開発、流通販路の開拓、加工の高度化による付加価値の拡大に向け、農業者をはじめ、関係機関・団体等が一丸となった取り組みを進めます。

施策の体系	
担い手の育成	農民大学をはじめとした研修制度の活用 農村担い手支援の充実 担い手の交流機会の創出 新規参入者の受入れ体制の整備
農業生産性の向上	農地保有合理化事業の推進 新たな農地管理システムの導入 農作業受委託と労働力調整システムの構築 土地改良事業の活用 土づくりと計画的な基盤づくりの奨励 高収益作物づくりが可能なほ場づくり 気候特性を活かした高収益作目の導入
経営改善の支援	農業支援センターの機能充実 地域農業者のネットワーク化・組織化支援 農民大学講座の充実 農業情報システムの導入
地域条件に適した作付体系の確立	休閒緑肥を導入した持続的輪作体系の確立 稲作における安定的な品質・供給確保の体制づくり 畑作における減肥・減農薬栽培の推進
取り組み体制の確立	関係機関や農業者における役割分担の明確化 中心的取り組み機関と組織体制の確立 女性・高齢者の農業参画への環境づくり
多面的機能の強化	体験ほ場やファームレストラン※・体験交流施設等を通じた農業・農村に関する理解の促進 直売交流施設の活用など消費者との交流促進 産地直送やオーナー制度※の導入 都市と農村交流の促進
環境への配慮	魅力ある農村景観の形成 快適に暮らすことのできる農村環境の整備 廃プラスチック※などの適正管理

※ファームレストラン：地場の農産物を食材とした料理等を提供する農家レストラン
 オーナー制度：消費者が一定の料金を払い農家と契約を結び所有者となる制度
 廃プラスチック：ポリウレタンやスチロール、合成繊維等の廃棄物

(畜産)

畜産については、個体能力の向上に向けた新技術導入による改良増殖の推進、適正な飼養管理技術の普及、並びに基盤整備事業の実施や公共牧場の活用による飼料基盤に立脚した畜産経営の確立に努めます。

さらに、生産コスト※の低減を基本とし、ほ場副産物や余剰労働力を活用した肉用牛繁殖経営等の複合経営の推進、合理的な生産方式の選択、並びに畜産支援システムの充実を図ります。

また、家畜排せつ物の有効利用や施設周辺環境の整備などを行い、環境に配慮したゆとりある畜産経営の確立を図ります。

施策の体系	
生産体制の確立・向上	酪農ヘルパーの充実 公共牧場の有効活用による育成コストの低減 繁殖農家と肥育農家との連携による一貫生産体制の確立 優秀な繁殖雌牛の地域内留保と初生牛の安定的確保 農用馬の個体能力向上と安定的生産体制の確立 低コストで安全・良質・新鮮な道産豚の生産体制の確立 サフォークめん羊飼育など有畜農業の推進
安定した飼料供給基盤の確立	稲わら等のほ場副産物の有効活用 適切な施肥技術の確立 草地生産性の向上による土地基盤に立脚した畜産経営の確立
環境への配慮	家畜排せつ物法※に基づく適正な処理と計画的な処理施設の整備 畜産農家と耕種農家との地域内での需給システムの確立

(2) 林業の振興

本地域は国有林を中心に広大な森林面積を有しており、森林の持つ多面的機能が総合的かつ高度に発揮できるよう、自然と調和した豊かな森林づくりが必要であります。このため、森林施策の計画的推進を図るとともに、自然環境を活用した保養の場としての整備を進めるなど、生産性の高い林業の確立に努めます。

また、一方においては、林業・木材産業の振興に向けて、木材産業の市場競争力を高めながら地域材の一層の需要拡大に取組み、併せて、林業労働者の育成確保と事業者の経営基盤の強化を図ります。

施策の体系	
豊かな森林の育成と生産基盤の整備	無立木地や伐採跡地等への造林促進 間伐・保育等による森林整備 林道の開設・整備

※コスト：費用・原価

家畜排せつ物法：家畜の排せつ物の管理を適正に行うための法律

地場産材等の需要拡大と木材産業の振興	地域材の需要拡大 小径木・間伐材等の有効活用、研究 木材の円滑な流通の確保 特用林産物の生産
森林・緑環境の整備	自然と調和した豊かな森林づくり 機械化等の推進による就労条件の環境整備 林業労働者の育成 森林の持つ多面的機能の啓発 森林公園・林業保養施設の整備

(3) 商業の振興

消費者である住民が求める魅力ある商店街を形成するため、各街区の特性やイメージを明確にしながら、商業環境の充実を促進します。併せて、商店街の活性化を進める一方、経営の近代化を促進するため、研修等の充実を図ります。

さらに、中小企業経営の体質と基盤の強化のため、国・道の融資制度の活用を促進するとともに、独自の融資制度の充実に努めます。

施策の体系	
商店街の活性化	商業団体・商店街等の実施する経営近代化の促進 C I 運動（地元消費拡大運動など）の推進 合宿の里づくりとの積極的な連携 高齢社会も踏まえた商店街の環境整備の促進
経営強化の支援	研修活動の充実と助成 既存制度の活用啓発 経営診断等の実施 協業化・共同事業への支援 独自の融資・助成制度の充実

(4) 工業の振興

地場資源等の活用により、生産性の高い企業の育成強化を図るとともに、経営指導や金融の円滑化を促進し、経済情勢の変化に対応しうる経営体質の強化に努めます。また、工業団地の工業用地の整備や工業立地条件の充実を図ります。

建設業については、技術者の養成を促進し、技術力の向上を図りながら、労働環境などに配慮した体質の強い産業としての確立に努めます。

施 策 の 体 系	
地場工業の育成	各種助成制度の活用促進 施設整備や技術者の育成・確保 工業団地の整備促進 研修活動・各種支援の推進等建設業の振興
異業種間の交流促進	産・学・官の連携強化のもと、異業種間の交流促進

(5) 地場産業の振興と起業の促進

既存の地場産品については、品質の改善に取り組みながら、より付加価値の高い製品化、既存市場との交流強化や新たな市場の開拓に努めるとともに、自動車関連進出企業との情報交換を推し進める中で、産業の活性化を図っていきます。

また、地域の風土に根ざした新たな地場産品の掘り起こしと技術力の向上により、市民と行政が一体となって、新たな産業の創出と起業に向けた取り組みを進めていきます。

施 策 の 体 系	
地場産業の振興	地場資源を活用した産品の品質向上支援 高付加価値製品の研究開発支援 地場産品PR事業の展開 販路の充実・拡大 自動車関連進出企業等との連携
起業の促進	起業意欲喚起のための研修育成事業の推進 起業家への支援・育成

(6) 企業誘致の推進

経済面のみならず、幅広い分野で波及効果が期待される企業誘致については、既に立地している企業の規模拡大や関連企業の誘致を推進するとともに、関係機関との連携を強化するなかで、自然や気候・産業など、本市の地域特性を生かした新規の企業誘致に努めます。

施 策 の 体 系	
情報の提供・収集	既存立地企業への規模拡大の働きかけ 地域特性を活かした企業誘致活動の展開
受け入れ体制の充実	工業用地の確保 立地優遇措置の充実

(7) 雇用・勤労者福祉の向上と消費生活の安定

雇用を取り巻く情勢は厳しい状況下にあるものの、経済団体、事業主をはじめ関係機関との連携を図りながら地域産業の振興を促進し、雇用の確保など雇用対策を推進します。

また、就業構造の著しい変化にともない、ゆとりのある勤労者生活の確立が求められており、労働条件や労働環境の改善と総合的な福祉事業を推進し勤労者福祉の充実を目指します。

消費者を取り巻く販売形態の変化を踏まえ、消費者の利益を守り、被害を未然に防止するため、関係機関との連携のもと、啓発活動の推進や各種情報の提供、相談体制の充実を図ります。

施策の体系	
雇用対策の推進	若年者及び季節労働者の雇用確保 高齢者の労働能力の活用
勤労者福祉の向上	中小企業勤労者総合福祉事業の推進 勤労者金融対策の充実
消費生活の安定	消費者意識の啓発（各種講座の開催、物価調査の推進）

(8) 観光の振興

ありのままの豊かな自然や素朴な農村景観など、地域のオリジナリティ※と魅力あふれる「滞在型・体験型観光」の実現をめざし、「羊と雲の丘」や「岩尾内湖」等、拠点となる施設の整備に努めるとともに、各施設間のネットワーク化を促進します。

また、観光ボランティアガイド※等を中心としたホスピタリティ運動※の展開や市民参加型の観光イベント等の推進、道北各地との連携による広域観光の振興により、観光客をはじめとする交流人口の拡大に努めます。

施策の体系	
滞在・体験観光の推進	羊と雲の丘の整備充実 岩尾内湖における自然環境に配慮した観光開発の促進 天塩岳道立自然公園の整備 スキーを軸とした観光開発の促進 豊富な自然資源の活用と美しい景観づくり グリーンツーリズムの振興 全国に誇る「合宿の里づくり」と連動した観光振興 道北各地との連携による広域観光の推進 文化・スポーツ施設や産業と結びつけた観光開発の推進
交流の促進	観光ホスピタリティ運動の推進 ボランティアガイドの養成 観光・交流イベントの振興

※オリジナリティ：独創性

観光ボランティアガイド：地域住民のボランティアによる観光案内

ホスピタリティ運動：来訪者に対するもてなしや歓迎の取り組み

4. いつまでも住み続けられる快適環境へのまちづくり

(1) 道路網の整備

道路は産業経済活動の拡大をはじめ、市民の生活様式の多様化や余暇志向の進展、地域間交流の活発化等に伴い、その重要性は一段と高まっております。このためにも、高速交通体系の基軸となる北海道縦貫自動車道（土別剣淵～名寄間）の建設促進とともに、関係機関との連携のもとに、国道・道道・市道の有機的結合を図りつつ、快適な道路環境づくりを促進します。

特に、新市の市道延長は835kmにもおよびため、街路をはじめ幹線市道、郊外部の補助幹線道、橋梁等についても計画的な整備を進めながら、利便性と機能性の高い道路網の形成を図っていきます。

施策の体系	
広域幹線道路等の整備	北海道縦貫自動車道（土別剣淵～名寄間）の建設促進 国道・道道の整備促進 幹線市道の道道昇格
市道網等の整備	都市計画街路の整備 幹線市道の整備 地域生活道路の整備 農道（道営・団体営）の整備 橋梁の整備 生活環境施設の充実（簡易舗装・道路側溝整備）
ひとにやさしい道づくりの推進	歩道のバリアフリー化※・段差の解消

(2) 河川の整備

本地域は日本最北の地を北に向かって流下する「天塩川」の源流域に位置しており、天塩川本・支流の河川改修を促進し治水安全度の向上を図るとともに、自然環境を活かした快適な河川空間の確保に努めます。

施策の体系	
河川の整備	天塩川の改修促進 道費河川の改修促進 （剣淵川、犬牛別川、タヨロマ川、温根別川） 親水機能を有する河川空間の整備

※バリアフリー化：高齢者や障害者の生活や活動に不便な障害・障壁を取り除くこと

(3) 公営住宅の整備

公営住宅等の整備については、新たに策定する「住宅マスタープラン※」や「公営住宅ストック総合活用計画※」に基づいて、各地区毎の人口・年齢構成のバランスやまちづくり施策等との連携等に配慮しながら、計画的な整備に努めます。

施 策 の 体 系	
公営住宅の整備	老朽化住宅の建替・改修の推進 若年世帯向けをはじめとした新たな居住ニーズに対応した住宅整備 高齢者の居住に配慮した住環境の整備

(4) 公園・緑地の整備

公園や緑地は、市民に憩いとふれあいの場を提供し、安全な遊び場としての機能を有するとともに、快適な環境づくりや災害発生時の緩衝・避難場所としての役割も担う重要な都市施設であるため、都市化の進展や市街地の拡大に対応した計画的な整備を推進します。

施 策 の 体 系	
公園・緑地の整備	既設公園等の整備 新たな公園等の設置検討 老朽化している公園の再整備と機能充実 冬期間の利用の検討

(5) 上水道・簡易水道・下水道の整備

水資源を安全かつ安定的に供給するため、水道施設の計画的整備を進めるとともに、未普及地域の解消に努めます。また、安全で良質な水を供給するため、老朽化が進む東山浄水場の改修に取り組みます。

下水道は、市街地の拡大や将来の需要動向を考慮し、処理区域の拡張と処理施設の機能拡充を図り、認可区域内における整備を推進するとともに、個別排水処理事業の効果的な実施により、全戸水洗化をめざします。また、生活排水の適正な処理に努め、公共水域の水質保全を図ります。

施 策 の 体 系	
上水道・簡易水道の整備	計画的な配水管の新設と敷設替え 浄水場の改修 水道未普及地域の解消

※住宅マスタープラン：今後の住宅政策の総合的な展開方向を示す計画
公営住宅ストック総合活用計画：今後の公営住宅における維持管理の方向などを示す計画

下水道の整備	公共下水道事業の推進（管渠網の整備、処理場の機能充実） 合流改善対策の検討 将来需要を考慮した下水道事業計画区域の拡大
下水汚泥の処理	汚泥処理の有効利用の推進
個別排水処理事業の推進	個別排水処理施設等の整備
水洗化の促進	トイレ水洗化の促進

（６）情報・通信体系の整備

テレビ難視聴の解消対策を進めるとともに、地上デジタル放送化※をはじめ一層の技術的進展と利用範囲の拡大が予想される情報・通信システムについては、新たな体制づくりを検討します。

また、公共施設間の情報ネットワークの構築を図るとともに、市民や地域のニーズを把握するなかで、施設の整備やシステムの導入に努めるなど電子自治体化を推進します。

施 策 の 体 系	
情報・通信施設の整備	デジタル放送化に向けた共同受信施設の整備と維持管理 テレビ難視聴解消対策の推進 地域の情報化、電子自治体の推進（再掲） 行政事務のOA※化の推進（再掲） 総合情報ネットワーク※の構築（再掲）

※地上波デジタル放送：映像等の情報をデジタル信号に変換する方式で、多くの情報を送信することが可能となる
OA：オフィスオートメーションの略、コンピュータなどを利用して事務の省力化を図ること
総合情報ネットワーク：行政が有する各種情報システムを網状に連結すること

5. 風土に調和し個性と文化を育むまちづくり

(1) 幼児教育・義務教育・高等学校教育の充実

幼児の成長や発達段階における、幼児教育の果たす役割は重要であり、就園奨励を推進するとともに、施設整備に対する助成を行い、私立幼稚園の経営安定化を図る必要があります。

義務教育については、一人ひとりの人権を尊重し、能力や適性を最大限に伸ばすとともに、豊かな心を育て、連帯意識やボランティア精神に基づく実践力をもち、健康でたくましさをも身につけた人間形成をめざして、教育内容の充実と特色ある学校経営の実現に努めます。また、学校給食については、一括配送に向けた検討を重ねていきます。

一方、高等学校教育については、国際化・情報化等の進展に対応した教育内容の充実を関係機関に要請するとともに、中学卒業者の大幅な減少に伴う将来的な高校配置のあり方の検討や、市立高校の校舎改修および教材教具の整備を進め、時代に対応した特色ある教育を推進します。

施策の体系	
幼児教育の推進	認可私立幼稚園への運営管理に関する助成 就園奨励費制度の活用
義務教育の充実	学校施設等の整備（校舎・屋体等の整備・学校周辺の整備） 教職員住宅の計画的な整備 時代の変化に対応した教材教具の整備 へき地複式教育の充実 国際理解教育の推進 自然体験学習・環境教育やボランティア活動の推進 いじめや不登校の防止 学校保健、安全教育の充実 就学の助成や遠距離通学等に対する助成
特別支援教育の充実	障害のある児童・生徒に対する教育的支援
高等学校教育の充実	教育内容の充実についての関係機関への要請 市立高校の教材教具の整備・福祉教育のための環境整備 奨学金制度の充実

(2) 社会教育・人材育成の推進

幼児期には、情操豊かな子育てをめざして、親子のきずなを深めるとともに、青年期には思いやりの心とボランティア精神を醸成し、リーダーの養成に努めます。

青少年の健全育成は、行政はもとより市民の理解と協力が不可欠であり、非行防止等に向け、学校や家庭との連携を強化し、地域ぐるみでの運動を展開します。

社会教育活動を推進するために、機能の充実や施設整備とともに、機会の拡充や各機関とのネットワーク化を図ります。

施 策 の 体 系	
社会教育の推進	少年・青年・成人・高齢者の生涯各期毎の教育活動の推進 青少年の健全育成に向けての指導・相談体制の充実 図書資料の充実と貴重資料の電子化 つくも青少年の家の施設環境整備・研修教材の充実 博物館や公会堂展示館の施設整備・既存資料の電子化 学習情報の収集・提供
人づくりの推進	人材育成のための研修機会の拡大 人材発掘や養成のためのイベントの創出

(3) 生涯学習の推進

市民のだれもが、生涯にわたって生きがいとゆとりを持ち、充実した生活をおくるとともに、一人ひとりが主役となり、生活の向上や自己実現を果たすためにも、「だれも」が、「いつでも」「どこでも」「だれとでも」学ぶことのできる環境づくりや条件整備が欠かせません。

同時に、一人ひとりが学んだ成果や能力が適正に評価され、生かされるような社会を構築し「人づくり」が「まちづくり」へとつながることを基本とした、生涯学習社会の実現をめざします。

施 策 の 体 系	
生涯学習の推進	生涯学習に関する普及啓発の推進 人づくりまちづくり市民会議の活動の拡大 人づくりまちづくり推進本部との連携強化 生涯学習情報センターの機能充実 各学習施設間のネットワークの強化

(4) スポーツの振興

体育・スポーツの振興は、生涯にわたって健康な身体と健全な精神を涵養するものです。

市民の多様なニーズに応じたスポーツ活動の機会を拡充するため、子どもから高齢者、さらには心身に障害を持つ人たちも含めた、地域住民の自発的、自主的な参加によるスポーツクラブを定着させ、生涯スポーツ活動の推進を図ります。

スポーツの普及・振興を図るためにも、スポーツ教室や各種大会の開催、団体の育成強化、指導体制の充実強化に加え、競技力の向上や体力づくりに向けた相談・指導体制を確立します。

道北圏におけるスポーツ活動の中核施設となるような「総合スポーツセンター」の整備に努めます。

スポーツ合宿については、受け入れ体制の拡充や施設整備に併せて、関係団体等との連携を図り、全国に誇る「合宿の里」の基盤をより強化します。さらに、新たな種目や冬期種目の合宿招致をめざします。

施 策 の 体 系	
スポーツ施設・設備の整備	総合スポーツセンターの整備 スポーツ施設の整備
生涯スポーツ活動の推進	生涯スポーツの普及と振興 地域におけるスポーツクラブ等の育成 市民のスポーツ参加機会の拡充 各種スポーツイベントの開催
スポーツ指導・普及活動の充実	スポーツ指導体制の充実 各種スポーツ教室やスポーツ活動推進事業への取組み スポーツ健康相談・スポーツカルテ制度の導入検討
スポーツ合宿の里づくり	合宿の里としての施設の整備と体制の強化 多様な合宿受け入れ体制の整備 市民等との交流機会の拡充

(5) 地域文化の振興

市民の文化芸術活動を進展させていくため、既存の文化施設の活用促進・機能充実、積極的な施設利用情報の発信とともに、市民の文化芸術活動に対して、運営面や技術面を支援する体制づくりに努めます。

また、個性豊かな生涯学習活動を推進するため「サンライズホール」をまちづくりのための人材育成の拠点としていきます。さらに、鑑賞機会の拡大とともに、「天塩川ニューフロンティア構想※」に基づく広域連携を活かした地域文化の創出、文化財の保護保存活動を推進します。

施 策 の 体 系	
文化芸術活動を育む環境の整備	施設の利用情報の発信 運営や技術面についての適切な指導・助言 既存の文化ホールにおけるホール機能・展示機能の充実
サンライズホールの活用	優れた舞台芸術に触れる機会の拡大 グループ活動の支援
鑑賞機会の拡大	他自治体や他の公立文化施設との広域的連携 鑑賞機会提供事業を開催する団体に対する制度的支援 基幹施設を中心とした団体の支援や育成と特定非営利法人（NPO法人）※への発展支援
創造活動の推進	風土に根ざした市民参加型文化芸術の創造 広域圏文化芸術団体のネットワーク化
文化財の保護保存活動の推進	文化財を適正に保護保存するための調査・研究 文化財への愛護思想の普及 開拓や歴史に関する資料の収集保存 博物館機能を活かしたふるさと学習機会の拡充

※天塩川ニューフロンティア構想：北海道パートナーシッププロジェクトの一つで、「天塩川」の歴史や文化、豊かで雄大なイメージを生かした天塩川流域の活性化を目指すことを目的に策定された構想
特定非営利法人（NPO法人）：利益追求ではなく、公益の増進を目的として活動している団体

6. 円滑な自治体経営

(1) 円滑な自治体経営

地方分権一括法の施行にともない、地方自治体は従前にも増して「自己責任・自己決定」のもと、住民に最も身近な総合行政を運営する時代を迎えました。市民本位の行政運営を基本に効果的で効率的な自治体経営を行うため、行政組織の改革や職員の活性化、事務事業の効率化、電子自治体の構築など、新市としての一層の行財政改革を計画的に推進する行財政改革プランの策定とともに、市民サービスの向上に向け新市の市役所庁舎の整備を図ります。

また、新市のまちづくりを計画的、総合的に推進するため、新たな総合計画の策定に取り組みます。

施策の体系	
新市の総合計画の策定	新市総合計画の策定 地域C I 運動の展開（再掲）
行財政改革の推進	新たな行財政改革プランの策定 財政健全化の推進 事務事業の見直し・効率化の推進 定員適正化計画の策定
情報システムの整備	電子自治体の構築（再掲） 総合情報ネットワークの構築（再掲） 行政事務のOA化の推進（再掲）
協働のまちづくりの推進（再掲）	市民協働のまちづくりの推進（再掲） まちづくりふれあいトークの開催（再掲） 情報の公開と共有化の推進（再掲）
新市の庁舎整備	新市の市役所庁舎の大規模改修
町史の編さん	朝日町史の編さん

第6章

公共施設の基本的考え方

第6章 公共施設の基本的考え方

新市の公共的施設の統合整備については、東西方向に長い地域特性を考慮し、住民生活に急激な影響を及ぼさないよう十分配慮するとともに、新市の一体性や、地域の個性、地域バランス、財政状況等を考慮しながら効率的な整備を図ります。

また、新たな公共施設の整備は、新市の中・長期的な財政状況を展望し、事業の効果や効率性についても十分な検討を重ね、さらに既存施設の有効活用など、効率的な体制づくりに努めます。

特に、新市では一層少子高齢化が進行することが予測されることから、市民が等しく保健・医療・福祉サービスが享受できるよう、施設の適正配置やサービス体制の拡充を図っていきます。

なお、新市の庁舎については、現土別市役所庁舎を本庁舎に、朝日町役場庁舎を総合支所として、必要な機能やシステムの整備充実を図りながら、窓口サービスの低下を招かないように配慮していきます。

第7章

新市における北海道事業の必要性

第7章 新市における北海道事業の必要性

本地域は、肥沃な大地と豊富な水資源を活かした農業と林業、さらには、豊かな自然や歴史・文化などを活かした多彩な観光資源を有しています。

こうした地域の特性や資源を活かし、周辺自治体との広域連携に努めながら、第1次産業を中心とした食料供給基地としての役割を果たすため、産・学・官の一層の連携により、基幹産業である農林業の振興を図り、もって地域産業と観光が一体となったまちづくりをめざしていきます。

このため、本計画の基本目標を達成するためには、北海道が事業主体となって実施する事業との連携が重要であり、これらについて分野別に示すと次のとおりです。

表一「北海道が実施主体となる事業」

新市における「まちづくり」の基本方針	施策の項目	事業名
(3) 北の大地に根ざした活みなぎるまちづくり	農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> 道営経営体育成基盤整備事業 道営水田農業振興緊急整備事業
	林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> 森林管理道開設事業（過疎代行）
(4) いつまでも住みつけられる快適環境へのまちづくり	道路網の整備	<ul style="list-style-type: none"> 道道の整備 道道への昇格 ふるさと農道緊急整備事業
	河川の整備	<ul style="list-style-type: none"> 道費河川の整備
	公園・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> 道営地域用水環境整備事業

第8章

財政計画

第8章 財政計画

1. 前提条件

新市における財政計画は、平成17年度から平成37年度について、平成17年度から平成29年度までは決算額、平成30年度は決算見込額、平成31年度から平成37年度までは平成30年度を現時点とし、消費税の増税などを見込み、普通会計ベースで作成しています。

2. 基本的な考え方

(1) 主な歳入

(1) 地方税

現行制度を基本に、今後の労働力人口の減少を考慮し推計しています。

(2) 地方交付税

現行制度を基本に、今後の人口推計や地方消費税交付金、合併に伴う特例（合併算定替）の終了の影響、合併市町村の算定方法見直しなどを見込んでいます。

(3) 国庫支出金・道支出金

現行制度による見込み額を基本としています。

(4) 繰入金

合併算定替えの縮減による地方交付税への影響や人口減少による市税の伸び悩みから、歳入の増加が見込めないなかで経常的な経費が増加しており、今後において収支不足が見込まれ、この不足分を基金から繰り入れすることで対応しています。

また、合併特例債を活用した基金については、平成17年度から平成37年度の間、旧市町単位で行う各種振興事業に活用することとしています。

(5) 地方債

「新市建設計画」における普通建設事業に伴う地方債を見込んでいます。

尚、合併支援措置の柱の一つである「合併特例債」については普通建設事業分で約56億円、基金造成分で約11億円の借入を予定しています。

※この計画において、現在、国と地方が協議している「三位一体の改革」に伴う税源移譲、国庫補助負担金の削減については考慮していません。

(2) 主な歳出

(1) 人件費

平成30年3月に策定した土別市行財政運営戦略実施計画を基本としています。

(2) 公債費

これまで借り入れした地方債に関する償還の予定額に、「新市建設計画」による事業に伴う新たな地方債の償還予定額を加え推計しています。

(3) 物件費・補助費等・繰出金

物件費 過去の実績額を基本に縮減していくこととしています。

補助費等 現時点での見込額を基本としています。

繰出金 過去の実績額を基本としています。また、基金の繰替運用の償還金を見込んでいます。

(4) 投資的経費

現時点での見込み額を基本としています。

※「新市建設計画」では17年度から37年度の間に普通会計で約501億円、特別会計・企業会計で約164億円、合わせて665億円の普通建設事業を計画しています。
このうち、約59億円の事業について合併特例債の活用を予定しています。

3. 前期財政計画（平成17～22年度）

(歳 入)		(百万円)					
年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
地方税	2,232	2,282	2,513	2,443	2,250	2,223	
地方譲与税	436	500	337	323	302	293	
地方交付税	7,174	7,232	6,973	7,129	7,378	7,860	
国・道支出金	2,079	2,132	2,201	2,543	3,036	2,934	
諸収入	996	883	800	831	768	1,025	
地方債	1,660	2,688	1,494	1,407	1,702	2,161	
うち合併特例債	0	1,063	44	297	8	253	
その他	1,738	1,388	1,348	2029	1,468	1,548	
うち財源不足を補う繰入金	200	0	0	0	0	0	
歳 入 計	16,315	17,105	15,666	16,705	16,904	18,044	

(歳 出)		(百万円)					
年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
人件費	3,104	2,975	2,766	2,461	2,413	2,673	
扶助費	1,226	1,248	1,296	1,244	1,362	1,582	
公債費	2,327	2,334	2,390	2,474	2,378	2,261	
物件費・補助費等・繰出金	5,301	5,175	5,185	6,548	6,368	6,560	
投資的経費	2,886	2,700	2,250	2,282	2,449	2,761	
その他	1,212	2,270	1,164	1,180	1,395	1,311	
うち基金積立金	27	1,122	18	22	22	34	
歳 出 計	16,056	16,702	15,051	16,189	16,365	17,148	

年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
年度末基金残高見込み	1,327	2,440	2,446	2,453	2,468	2,487

※「前期財政計画」では合併効果が小さいことから、収支不足が生じるため基金からの繰入で対応し、収支の均衡を図ります。

※平成17年度の基金積立金1,100百万円は「合併特例債」を活用した基金の造成を予定しています。

4. 後期財政計画（平成23～37年度）

（歳 入）

（単位：百万円）

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
地方税	2,211	2,205	2,219	2,369	2,295	2,335	2,272	2,200	2,244	2,238	2,222	2,216	2,184	2,165	2,157
地方譲与税	285	266	253	240	251	248	247	257	257	257	257	257	257	257	257
地方交付税	7,755	8,214	8,179	7,883	7,715	7,549	7,261	7,146	7,331	7,570	7,684	7,767	7,801	7,843	7,762
国・道支出金	2,198	2,431	2,586	2,897	3,364	3,338	2,497	2,178	2,265	2,176	2,358	2,213	2,026	2,008	1,898
諸収入	864	1,017	571	654	828	610	575	600	600	600	600	600	600	600	600
地方債	1,709	2,004	1,430	2,745	3,147	4,080	2,352	3,361	2,473	2,733	1,372	1,183	1,041	1,075	1,007
うち合併特例債	0	8	48	217	327	492	127	1,746	1,100	600	95	200	0	0	0
その他	1,526	1,246	1,532	1,288	1,374	1,642	1,721	1,833	1,958	1,467	1,389	1,370	1,370	1,284	1,270
うち財源不足を補う繰入金	0	0	200	140	0	200	340	420	198	197	219	0	0	14	0
合計A	16,548	17,383	16,770	18,076	18,974	19,802	16,925	17,575	17,128	17,041	15,882	15,606	15,279	15,232	14,951

（歳 出）

（単位：百万円）

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
人件費	2,502	2,384	2,457	2,335	2,339	2,335	2,272	2,368	2,326	2,262	2,249	2,250	2,245	2,175	2,192
扶助費	1,730	1,693	1,701	1,862	1,741	1,888	1,709	1,780	1,700	1,692	1,683	1,675	1,666	1,658	1,650
公債費	2,293	2,355	2,322	2,330	2,207	2,222	2,184	2,164	2,420	2,721	2,872	2,992	2,918	2,981	2,845
物件費・補助費・繰出金	6,263	6,082	6,634	6,883	6,953	7,148	7,095	7,184	6,892	6,510	6,391	6,331	6,277	6,249	6,233
投資的経費	1,960	2,907	1,985	3,141	4,072	4,671	2,399	2,876	2,673	2,710	1,532	1,125	969	969	785
その他	1,187	1,380	1,323	1,226	1,243	1,171	1,244	1,203	1,117	1,146	1,155	1,172	1,189	1,200	1,218
うち基金積立金	20	70	184	131	99	31	47	10	20	20	20	20	20	20	20
歳 出 計	15,935	16,801	16,422	17,777	18,555	19,435	16,903	17,575	17,128	17,041	15,882	15,545	15,264	15,232	14,923

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
年度末基金残高見込み	2,884	3,236	3,507	3,640	3,779	3,614	3,410	2,815	2,148	1,832	1,494	1,454	1,393	1,309	1,239